

大熊町

子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成 27 年 3 月

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、保育需要が変化し多様化するとともに、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は少なくなく、子育て支援の必要性が高まってきています。

国では、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築することをめざし、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年度からはこれに基づいた「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

この「子ども・子育て支援新制度」は、子育てを地域全体で支え、子育て支援の量と質を改善することで、子どもの健やかな育ちを等しく保障し、子どもの最善の利益を実現することをめざすものです。

新制度では、国の基本指針に即して、地域における教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と実施に関する計画の策定が求められています。本書は、平成27年度から5年を1期とする「大熊町子ども・子育て支援事業計画」であります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難は、本町の子どもたちの生活にも大きな影響を与えました。平成24年度の「第一次大熊町復興計画」では少なくとも「5年は帰還しないこと」という判断がなされており、本計画期間中は全町避難状況が続くことが見込まれます。

本計画の策定にあたりましては、アンケート調査を実施し、本町の子どもたちの特色に適した総合的な計画として取りまとめてまいりました。避難先の受入自治体との連携を前提とし、避難生活の長期化に伴う負担を考慮しつつ、出産・子育てを阻害する社会問題などに対し、きめ細やかな対策を進めていきます。

今後は、この計画に基づき、安心して子どもを産み育てられるよう、皆様のご理解とご協力をいただきながら、子ども・子育て支援施策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、大熊町福祉計画推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。



平成 27 年 3 月 大熊町長 渡辺 利綱

目 次

1 計画の策定にあたり	
1-1 計画策定の趣旨・目的	1
1-2 計画の基本的事項	2
2 大熊町の状況	
2-1 大熊町の状況	5
2-2 子どもと子育て家庭の状況	13
3 計画の基本方向	
3-1 めざす方向	29
3-2 計画期間の推計人口	32
3-3 子ども・子育て支援サービスの見込み量	33
3-4 基本目標	36
4 基本計画	
4-1 健やかな育ち	38
4-2 子育て支援	50
4-3 つながり	59
5 計画の推進に向けて	
5-1 町民との協働	65
5-2 計画の進行管理	65
5-3 特例事務による推進	65
資 料	
大熊町福祉計画推進協議会設置条例	67
大熊町福祉計画推進協議会委員	69
策定経過	69

1 計画の策定にあたり

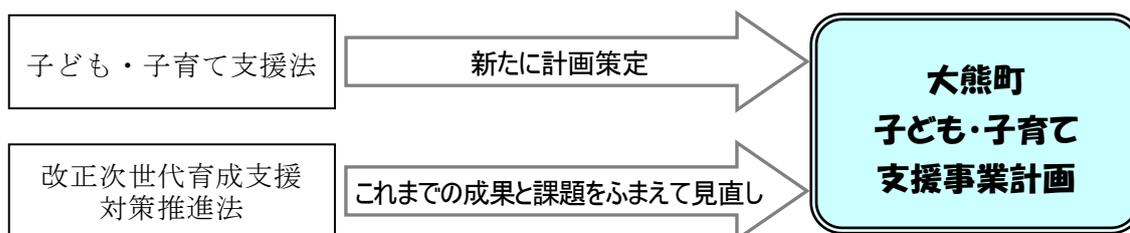
1-1 計画策定の趣旨・目的

全国的に人口減少とともに少子高齢化が進むなか、国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、この関連 3 法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成 27 年度から施行されることになりました。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として成立しましたが、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及啓発、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。このような状況から、次世代育成支援対策推進法の有効期限を 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月 23 日に公布されました。

新たに制定された「子ども・子育て支援法」により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられています。本町においては、「大熊町次世代育成支援後期行動計画」のこれまでの取組みと課題をふまえるとともに、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援を進めるための指針として、本計画を策定しました。

■本計画の法的根拠



一方、大熊町民は、東日本大震災とそれに起因する福島第一原発の事故により避難状況が続いており、平成 27～31 年度までの 5 年間を計画期間としたものですが、平成 24 年度の「第一次大熊町復興計画」では、少なくとも「5 年は帰還しないこと」という判断がなされており、本計画期間中は全町避難状況が続くことが見込まれます。

このため、本計画では、避難先の受入自治体との連携を前提として、避難先での安定した生活の支援に向け、町民の生活再建支援と全国的に進行している出産・子育てを阻害する社会問題等に対し、きめ細やかな対策を、国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関等との協力の下に、力強く進めていくこととします。

1－2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ・対象

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、また改正次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援地域行動計画」として策定します。

計画の対象は、大熊町の 18 歳未満のすべての子どもと子育て家庭とし、町が取り組む次世代育成支援施策の目標・方向を示すものであり、母子保健計画の内容を含んでいます。このため、町の復興計画など上位計画との整合性をふまえて策定・推進します。

■次世代育成の実施について盛り込む基本事項(行動計画策定指針より)

- ・ 子育ての支援
- ・ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進（母子保健計画部分）
- ・ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・ 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保
- ・ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ・ その他の次世代育成支援対策

(2) 計画期間

計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

(3) 計画の策定・推進

策定にあたっては、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について担当課及び関係課で検討し、大熊町福祉計画推進協議会において協議し、策定を進めてきました。

あわせて、大熊町の小学生以下の子どもと子育て家庭の避難先での子どもや子育て家庭の実態・要望などを把握するため、「大熊町子ども・子育てに関するニーズ調査」を平成25年12月に行いました。

今後は、計画の着実な推進を図るため、大熊町福祉計画推進協議会等において、定期的に進捗状況の把握と意見交換等を行います。

■アンケート調査の実施状況

調査対象	平成25年12月1日現在で、小学生以下の子どもがいるすべての世帯を対象に、世帯用、未就学児保護者用、小学生保護者用の調査票を配布し、世帯用と子どもが複数の場合は子ども全員分の回答を依頼。
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成25年12月13日～12月24日

調査票配布数(件)	回収数(世帯)	回収率(%)
877	407	46.4

未就学児 回答数(件)	小学生 回答数(件)
327	316

2 大熊町の状況

2-1 大熊町の状況

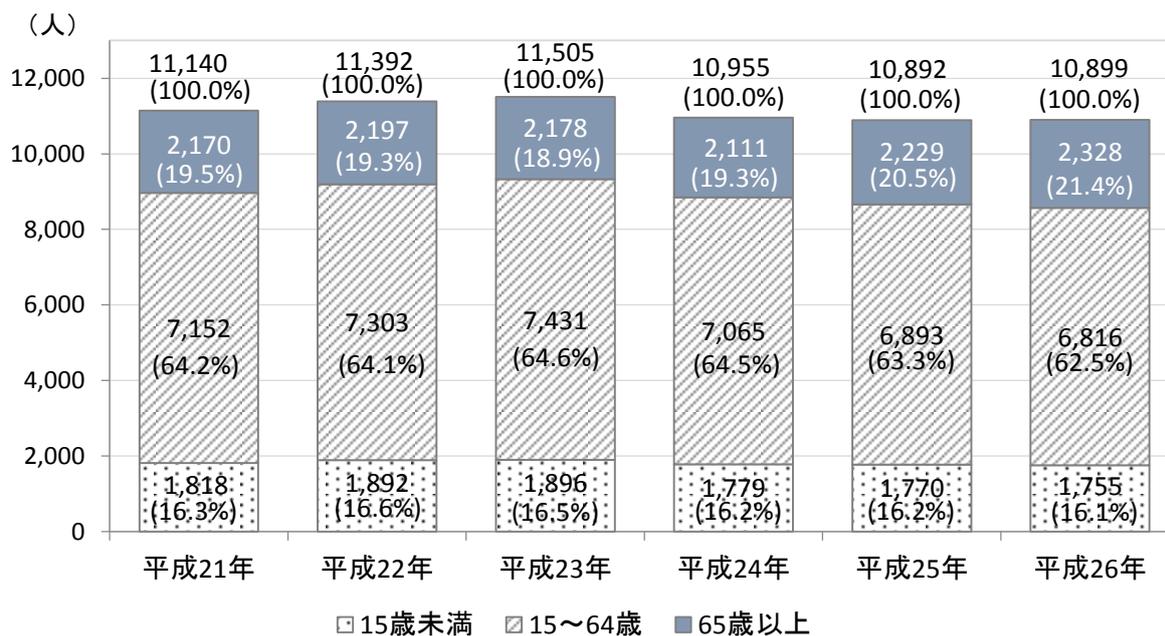
(1) 町の状況

①人口

大熊町の人口は平成23年まで微増して推移してきましたが、平成23年3月11日の東日本大震災とそれによる原発事故の影響により減少に転じ、平成24年は10,955人と前年から550人（前年比-4.8%）減少しました。平成25年には10,892人まで減少しましたが、平成26年は10,899人と、微増しました。

0～14歳の年少人口は平成21年の1,818人から平成26年には1,755人に減少しています。一方、高齢人口は平成24年まで2,100人台を推移していましたが、平成25年は2,229人、平成26年は2,328人と増加傾向で、平成26年の高齢化率は21.4%となっています。

■人口の推移（各年4月1日現在）



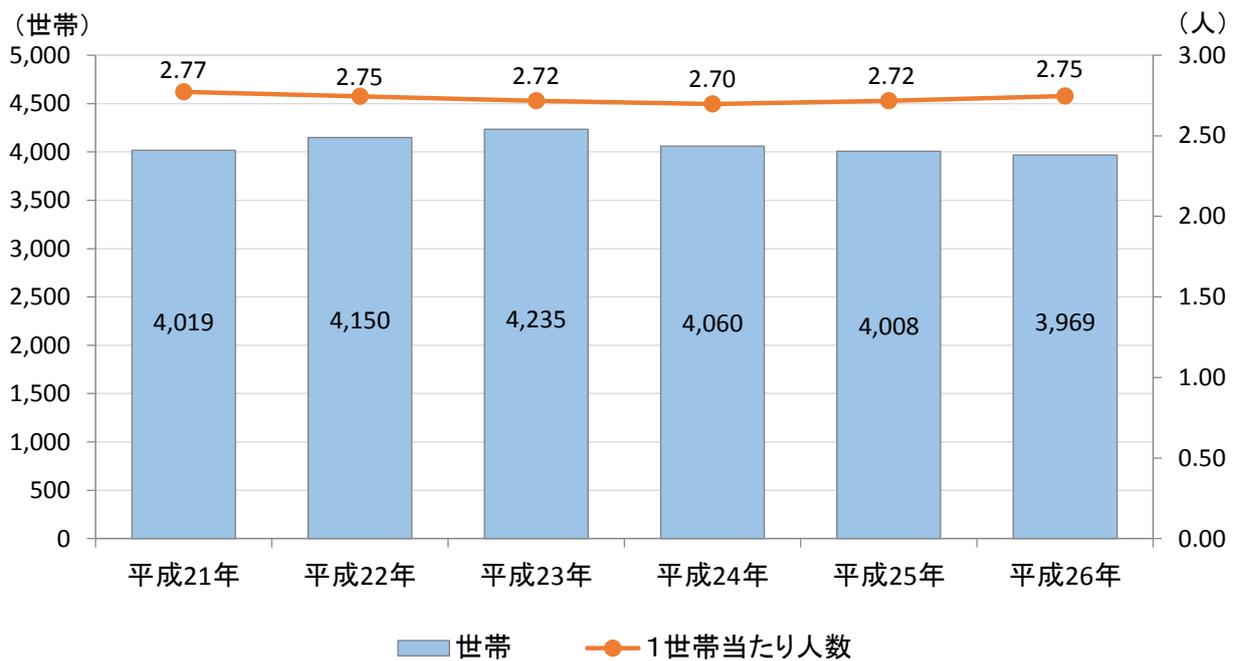
(住民基本台帳)

②世帯数

世帯数は、平成21年の4,019世帯から平成23年は4,235世帯とゆるやかに増加していましたが、平成24年以降は減少傾向に転じ、平成26年には、4,000世帯を下回りました。

一方、1世帯平均人数は平成21年の2.77人から平成24年の2.70までは減少傾向で推移してきましたが、その後は増加傾向にあり、平成25年に2.72人、平成26年に2.75人となっています。

■世帯数の推移(各年4月1日現在)



(住民基本台帳)

世帯構成では、一般世帯数は平成 22 年では 3,948 世帯と平成 17 年から 408 世帯増となっています（平成 17 年を 100%とすると 11.5%の増加）。核家族の世帯も増加しています。平成 17 年からの 5 年間で、核家族では夫婦のみ世帯や、夫婦と子ども世帯の増加がみられ、また 18 歳未満の児童のいる世帯も微増しています。6 歳未満の児童のいる世帯は増えていますが一般世帯に占める比率では減少傾向で推移し、18 歳未満の児童のいる世帯も同様に減少で推移しています。

■世帯構成(各年 10 月 1 日現在)

(世帯)

区分	一般世帯数	核家族					18 歳未満の児童のいる世帯	6 歳未満の児童のいる世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
平成 17 年	3,540	1,928	572	1,050	56	250	1,238	536
平成 22 年	3,948	2,105	657	1,127	49	272	1,249	555

(国勢調査)

■一般世帯数に対する世帯構造比(各年 10 月 1 日現在)

(%)

区分	一般世帯数	核家族					18 歳未満の児童のいる世帯	6 歳未満の児童のいる世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
平成 17 年	3,540	54.5	16.2	29.7	1.6	7.1	35.0	15.1
平成 22 年	3,948	53.3	16.6	28.5	1.2	6.9	31.6	14.1

(国勢調査)

③人口動態

平成 21 年から平成 25 年の 5 年間の町への転入者数をみると、平成 22 年度が 556 人と最多となる一方、平成 24 年には 165 人、25 年には 113 人と、東日本大震災を境に転入者の減少が目立っています。一方、転出者は平成 24 年に 742 人と前年から倍増しましたが、平成 25 年は 211 人の減少にとどまりました。

自然増減では、出生者数は平成 21 年、22 年の 140 人台から平成 23 年は 116 人、25 年には 106 人と微かに減少しています。一方、死亡者は平成 22 年以降増加が続き、平成 24 年は 132 人とこの 5 年間で最多となりましたが、平成 25 年は 83 人と減少しています。

■人口動態

(人)

	住民票記載数				住民票消除数				増減数 (A)-(B)
	転入 者数	出生 者数	その 他	計(A)	転出 者数	死亡 者数	その 他	計(B)	
平成 21 年	503	142	8	653	480	100	0	580	73
平成 22 年	556	140	7	703	356	96	0	452	251
平成 23 年	452	116	6	574	352	122	0	474	100
平成 24 年	165	111	55	331	742	132	0	874	-543
平成 25 年	113	106	55	274	211	83	0	294	-20

(住民基本台帳 年間分)

④児童人口

17歳以下の児童は平成22年の2,255人から減少傾向にあり、平成25年には2,118人と137人の減少となっています。平成25年の児童数が平成21年に比較して増加している年齢は2歳児、4歳児、7歳児、15歳児、17歳児の5年齢児と少なく、そのほかの年齢児は、同数の13歳児を除いてすべて減少しており、そのなかでも特に0歳児、1歳児、3歳児が20人以上の減少となっています。

0歳～5歳の未就学児は平成22年が最多で以後24年までは減少が続いていましたが、25年は24年からは5人の増加となり、それまでの減少傾向に歯止めがかかりました。小学生(6歳～11歳)は最多の平成22年の753人から25年は48人の減少となっています。中学生(12歳～14歳)は最多の平成21年の386人から25年は16人の減少と緩やかに減少しています。

■年代別児童人口数推移

(人)

年 齢 (区分)		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
未就学児	0～2歳	0歳	139	124	118	93	115
		1歳	122	145	114	122	95
		2歳	105	121	138	112	120
	3～5歳	3歳	130	113	115	135	110
		4歳	119	132	110	117	137
		5歳	134	129	127	110	117
小学生	低学年 (1～3年)	6歳	118	134	122	125	108
		7歳	108	122	127	121	129
		8歳	131	113	118	126	118
	高学年 (4～6年)	9歳	133	128	110	116	123
		10歳	120	133	120	110	115
		11歳	119	123	124	123	112
中学生	12歳	129	117	119	126	124	
	13歳	125	129	112	121	125	
	14歳	132	127	125	114	121	
15～17歳	15歳	104	132	118	122	113	
	16歳	129	104	127	116	121	
	17歳	102	129	101	126	115	
合計		2,199	2,255	2,145	2,135	2,118	

未就学児	0～2歳 合計	366	390	370	327	330
	3～5歳 合計	383	374	352	362	364
	未就学児 合計	749	764	722	689	694
小学生	低学年 合計	357	369	367	372	355
	高学年 合計	372	384	354	349	350
	就学児 合計	729	753	721	721	705
中学生(12～14歳)合計		386	373	356	361	370
15～17歳合計		335	365	346	364	349

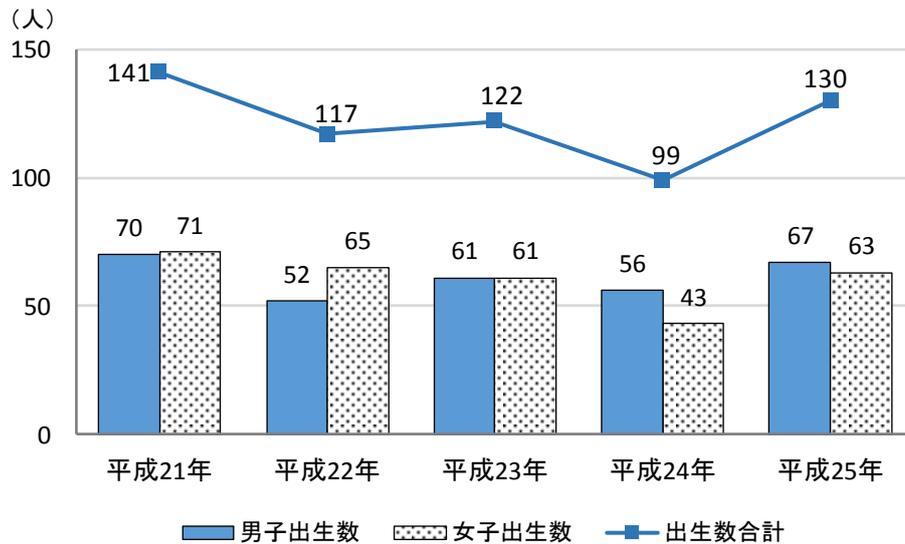
(住民基本台帳各年9月末日現在)

⑤出生数の推移

0歳児は平成21年の141人から平成24年は99人に減少しましたが、25年には130人と増加に転じ平成22年以降で最も多くなっています。

出生児の母親の年齢は、平成24年までは20代後半が最も多くなっていますが、平成25年には30歳代前半が最も多くなっています。

■出生数の推移



(人口動態調査)

■出生児の母親の年齢区分

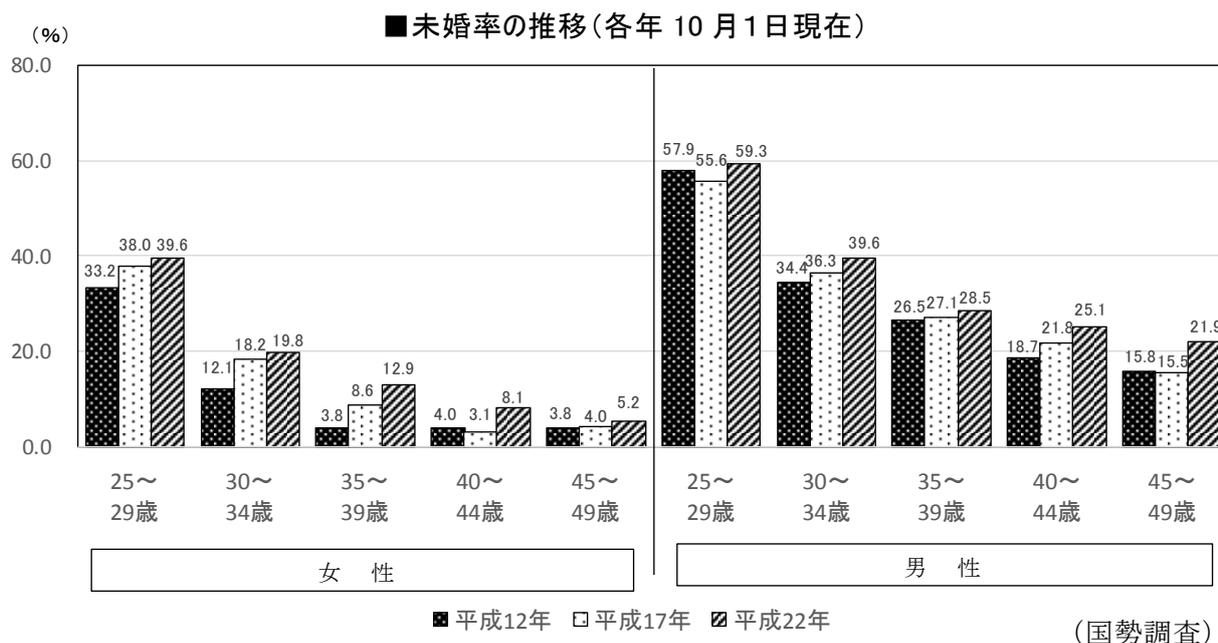
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
15歳～19歳	4人	2人	4人	3人	2人
20歳～24歳	33人	27人	24人	14人	22人
25歳～29歳	49人	35人	42人	42人	41人
30歳～34歳	33人	35人	34人	25人	43人
35歳～39歳	21人	17人	16人	12人	21人
40歳以上	1人	1人	2人	3人	1人
合計	141人	117人	122人	99人	130人

(人口動態調査)

(2) 未婚率と就業状況

① 未婚率

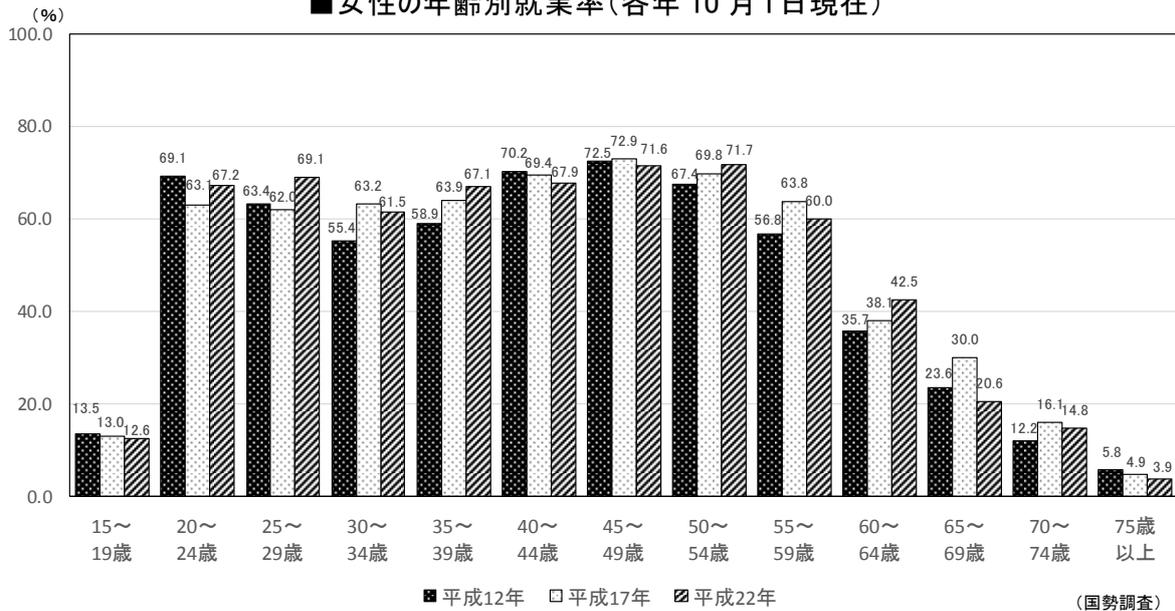
全国平均に比べると、未婚率は男女ともに低い水準で推移しています。女性の未婚率は上昇傾向にあり、25～29歳は、平成12年の33.2%が平成22年には39.6%へと10年間で6.4%増加し、30～34歳では10年間で7.7%増の19.8%、35～39歳でも9.1%増となっています。男性も緩やかではありますが、各年代ともに未婚者が増加している傾向がみられます。



② 就業状況

平成22年の女性の就業率は45～54歳の71%台が最も高く、20歳代、30歳代、40～44歳、55～59歳が60%台となっています。男性の就業率は、平成22年では25～44歳が90%以上、20～24歳、45～59歳が80%台、60～64歳が60%台、65～74歳が30%台となっています。

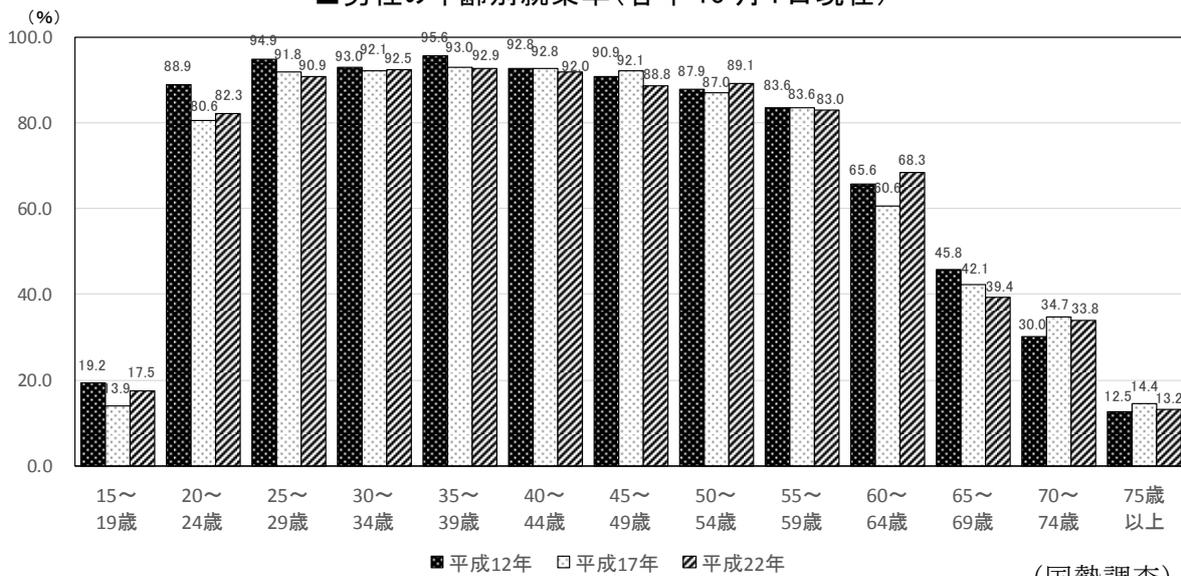
■女性の年齢別就業率(各年10月1日現在)



(国勢調査)

(国勢調査)

■男性の年齢別就業率(各年10月1日現在)



(国勢調査)

2-2 子どもと子育て家庭の状況

(1) 子どものいる世帯

①子どものいる世帯の状況

平成22年の一般世帯数は3,948世帯で、1世帯当たり親族人数は2.78人となっています。そのうち、18歳未満親族のいる世帯数は1,249世帯で、全体の31.6%です。18歳未満親族のいる世帯の構成は親子だけの核家族世帯が66.1%と多く、親子以外の親族と同居するその他の親族世帯は33.2%となっています。

平成17年との比較では、6歳未満親族及び18歳未満親族のいる一般世帯の総世帯数に対する比率はそれぞれ減少していますが、6歳未満親族のいる一般世帯では3.1%、18歳未満親族のいる一般世帯では1.2%と核家族の割合が微かに増加傾向で核家族化が進んでいることとなります。

■子どものいる世帯構成(各年10月1日現在)

(世帯・人)

平成17年	総数	親族		非親族	単独	
		核家族	その他の親族			
一般世帯	3,540	2,709	1,928	781	12	819
6歳未満親族のいる一般世帯	536 100.0% (15.1%)	536 100.0%	356 66.4%	180 33.6%	0 0.0%	0 0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯	1,238 100.0% (35.0%)	1,238 100.0%	803 64.9%	435 35.1%	0 0.0%	0 0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	67	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	2.96	3.56	2.98	4.97	1.00	1.00

平成22年	総数	親族		非親族	単独	
		核家族	その他の親族			
一般世帯	3,948	2,847	2,105	742	30	1,071
6歳未満親族のいる一般世帯	555 100.0% (14.1%)	554 99.8%	386 69.5%	168 30.3%	1 0.2%	0 0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯	1,249 100.0% (31.6%)	1,241 99.4%	826 66.1%	415 33.2%	7 0.6%	1 0.0%
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子・父子世帯数	73	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数	2.78	3.45	2.97	4.81	1.00	1.00

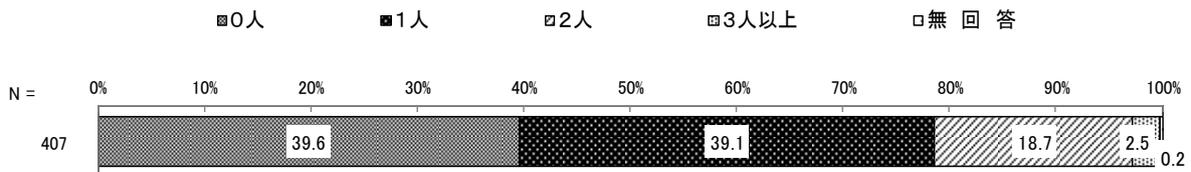
※ () は、6歳・18歳未満親族のいる一般世帯数の一般世帯総数に対する割合(国勢調査)

②子育て家庭の環境等

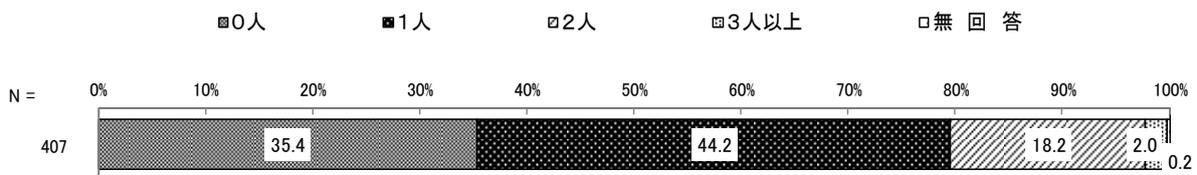
アンケート調査では、未就学児の人数が「0人」の世帯が39.6%、「1人」が39.1%、小学生の人数も「0人」の世帯が35.4%、「1人」が44.2%と1人以下がともに8割を占めています。未就学児と小学生を合わせた小学生以下の子ども数では「1人」が46.7%、「2人」が37.8%、「3人」が13.0%で、小学生以下の子どもの数の平均は1.7人となっています。

■世帯の子ども数

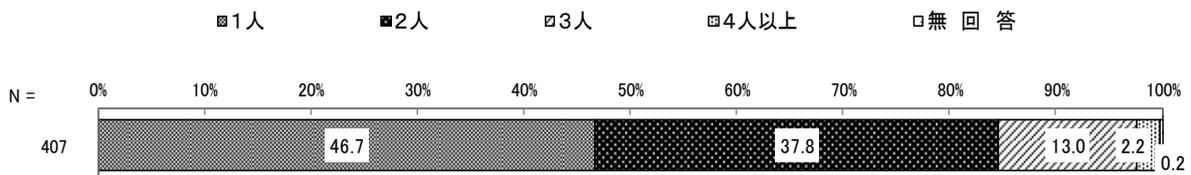
世帯の未就学児数[%]



世帯の小学生数[%]



世帯の小学生以下の子ども数[%]

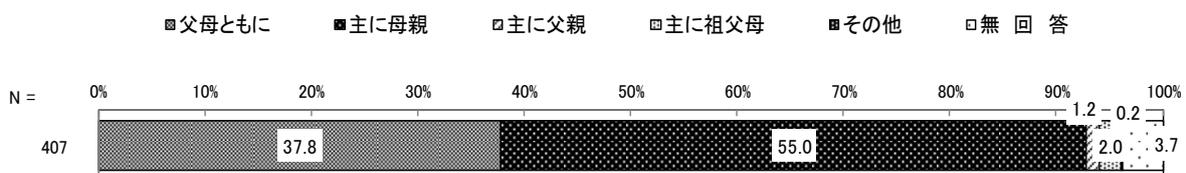


(ニーズ調査)

子育てを行っているのは「主に母親」が55.0%で最も多く、ついで「父母ともに」が37.8%、「主に祖父母」が2.0%、「主に父親」が1.2%と母親が全面的に関わっています。

■主な育児者

主な育児者[%]



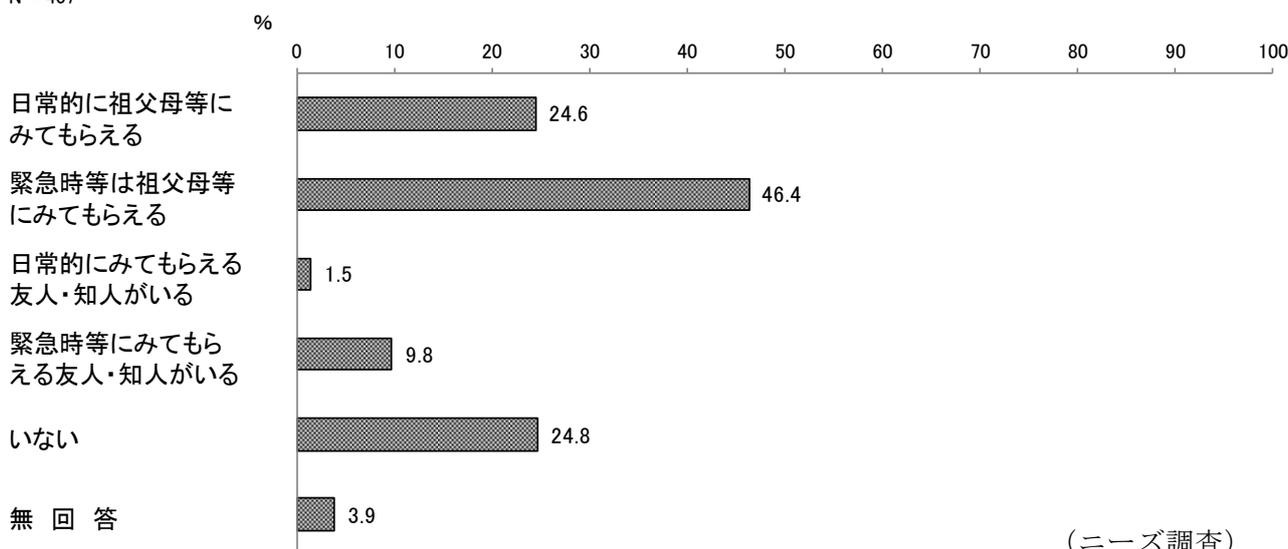
(ニーズ調査)

日頃、日常的にまたは緊急時等に子どもを預かってもらえる人がいる世帯は7割を超え、「日常的に祖父母等にみてもらえる」が24.6%、「緊急時等は祖父母等にみてもらえる」が46.4%と祖父母の存在が大きいといえます。

■日頃子どもをみてもらえる親族・知人

日頃子どもをみてもらえる親族・知人〔%・複数回答〕

N = 407



(ニーズ調査)

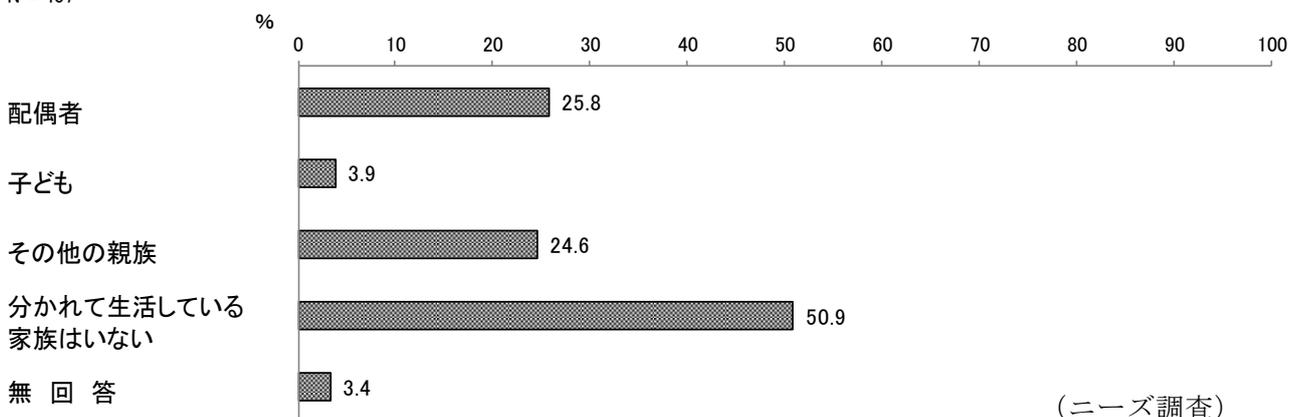
③東日本大震災の影響

「分かれて生活している家族はいない」が50.9%と半数をようやく上回る程度となっており、40%以上の世帯で震災後同居家族・親族が離ればなれとなっています。内訳をみると、「配偶者」が25.8%、「その他の親族」が24.6%、「子ども」が3.9%という回答です。

■震災後離れて暮らす家族

震災後離れて暮らす家族〔%・複数回答〕

N = 407



(ニーズ調査)

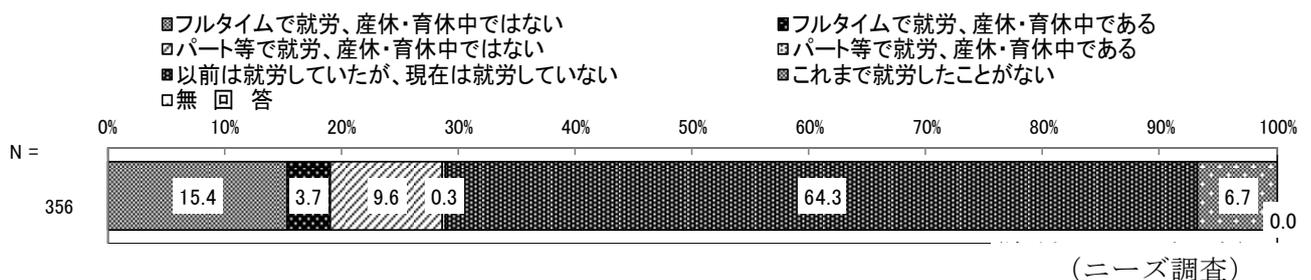
④親の就労状況

母親の現在の就業状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が64.3%と最も多く、ついで「フルタイムで就労、産休・育休中ではない」の15.4%、「パート等で就労、産休・育休中ではない」の9.6%、「これまで就労したことがない」の6.7%と続いています。産休・育休中の母親は「フルタイムで就労、産休・育休中である」が3.7%、「パート等で就労、産休・育休中である」が0.3%で合わせても4.0%となっています。

現在未就労の母親（「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」）の今後の就労希望は「今は子育てや家事などに専念したい」が37.2%で最も多く、ついで「1年以上先、末子が大きくなったら就労したい」の32.4%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の18.2%となっています。就労したいと思う希望の末子年齢の平均は7.5歳となっています。

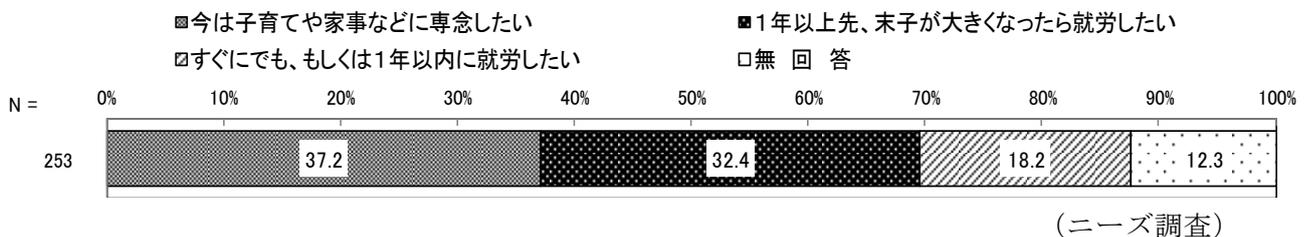
■母親の就労状況

母親の就労状況[%]



■未就労の母親の今後の就労意向

未就労の母親／今後の就労[%]



(2) 保育所・幼稚園・小・中学校の状況

① 保育所・幼稚園の通所状況

震災前は、町立の保育所と2つの幼稚園が未就学児の保育・教育の場でしたが、現状は、幼稚園が会津若松市で旧会津若松市立河東第一幼稚園園舎を利用し、再開しています。

■ 保育所・幼稚園の通所・通園状況(各年4月現在)

(人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
保育所	休所中	休所中	休所中
大野幼稚園	60	47	28
熊町幼稚園	31		
合 計	91	47	28

(保育所・教育総務課)

② 小・中学校の通学状況

大野小学校、熊町小学校については会津若松市の旧会津若松市立河東第三小学校校舎を利用し、合同で学校を再開しています。大熊中学校については会津短期大学敷地内の仮設校舎で再開しています。

■ 小・中学校通学状況(各年4月1日現在)

(組・人)

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
大野 小学校	学級数	9	8	8
	児童数	157	113	79
熊町 小学校	学級数	7	7	7
	児童数	110	65	49
大熊 中学校	学級数	7	6	4
	生徒数	158	119	68

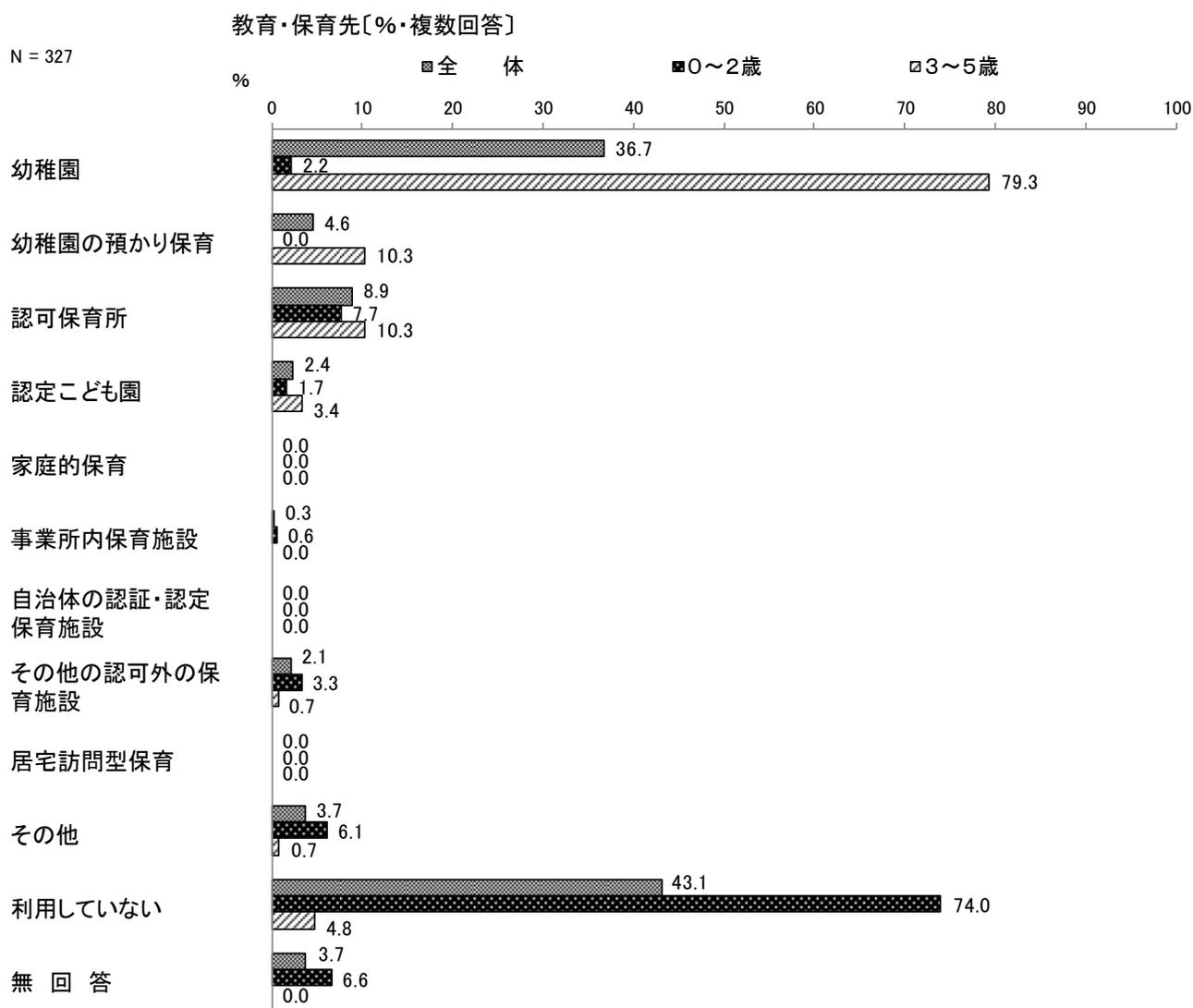
(教育総務課)

(3) 教育・保育事業の利用状況

①未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用で最も多いのは「幼稚園」の36.7%で、ついで「認可保育所」の8.9%、「幼稚園の預かり保育」の4.6%、「認定こども園」の2.4%となっています。また「利用していない」が43.1%と4割を超えています。0～2歳は74.0%が「利用していない」と回答しています。3～5歳では79.3%と8割近くが「幼稚園」を利用しています。

■未就学児の教育・保育先

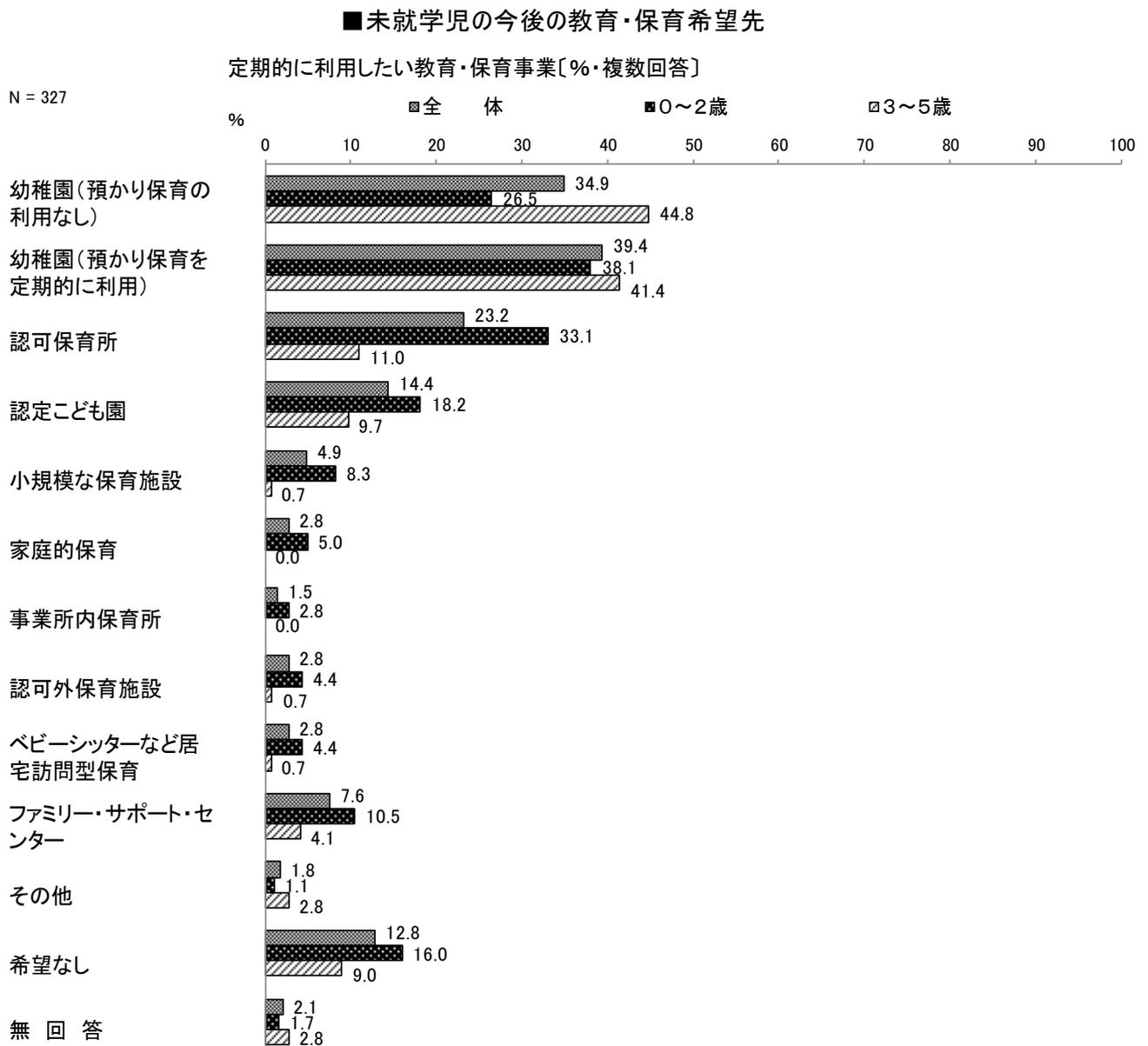


(ニーズ調査)

②未就学児の今後の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後の利用希望先は「幼稚園（預かり保育を定期的にご利用）」の39.4%が最も多く、ついで「幼稚園（預かり保育の利用なし）」の34.9%、「認可保育所」の23.2%、「認定こども園」の14.4%、「ファミリー・サポート・センター」の7.6%等があげられています。「希望なし」が12.8%みられます。

年齢別では、0～2歳では、「認可保育所」の33.1%、「認定こども園」の18.2%が、3～5歳では、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が44.8%、「幼稚園（預かり保育を定期的にご利用）」が41.4%と多くなっています。



（ニーズ調査）

③未就学児の土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

【土曜日】

「ほぼ毎週利用したい」が5.0%、「月に1～2回は利用したい」が18.0%で、希望の利用開始時間の平均は8時台、希望終了時間の平均は15時台です。

【日曜・祝日】

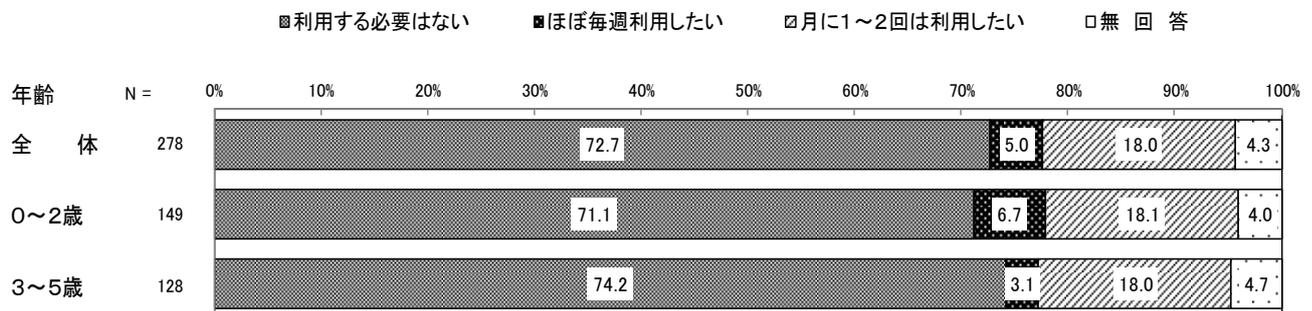
「ほぼ毎週利用したい」が0.7%、「月に1～2回は利用したい」が12.6%で土曜日に比べて利用希望は少なくなっています。希望の利用開始時間の平均は9時台、希望終了時間の平均は15時台です。

【夏休み・冬休みなどの長期休暇中】

全体では、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が18.1%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が20.4%と土曜日、日曜・祝日より利用希望は多くなっています。希望開始時間の平均は8時台、終了時間の平均は15時台です。

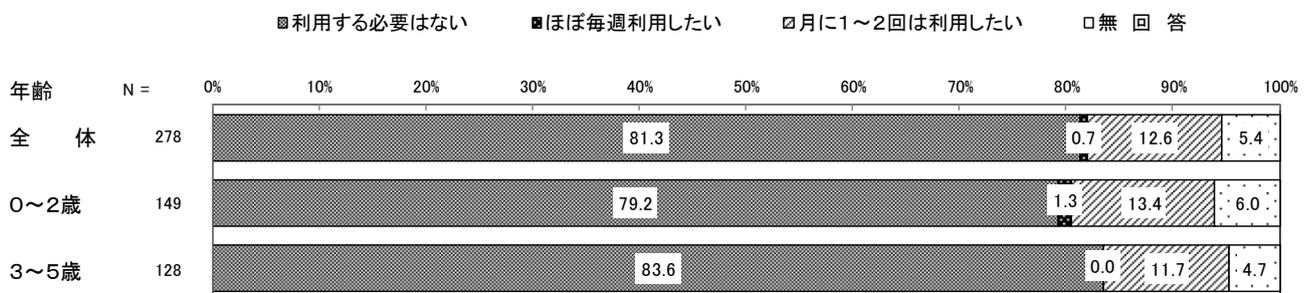
■未就学児の土曜日の教育・保育利用希望

土曜日の教育・保育事業の利用希望〔%〕



■未就学児の日曜・祝日の教育・保育利用希望

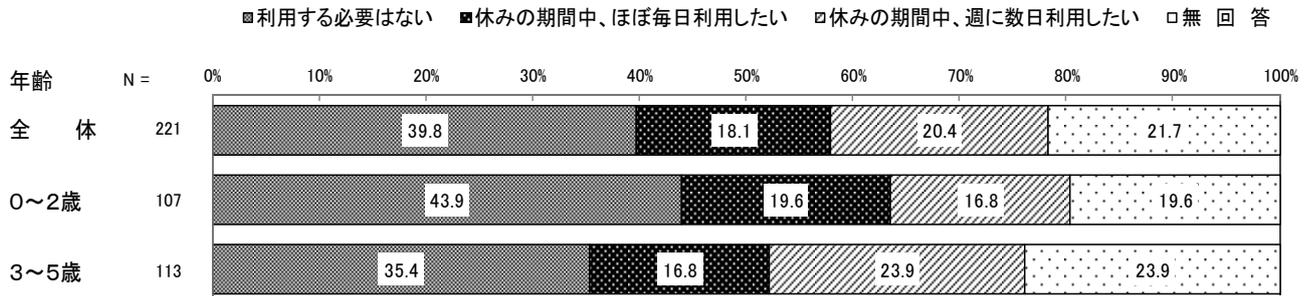
日曜・祝日の教育・保育事業の利用希望〔%〕



(ニーズ調査)

■未就学児の長期休暇中の教育・保育利用希望

幼稚園希望者／長期休暇中の利用希望〔%〕

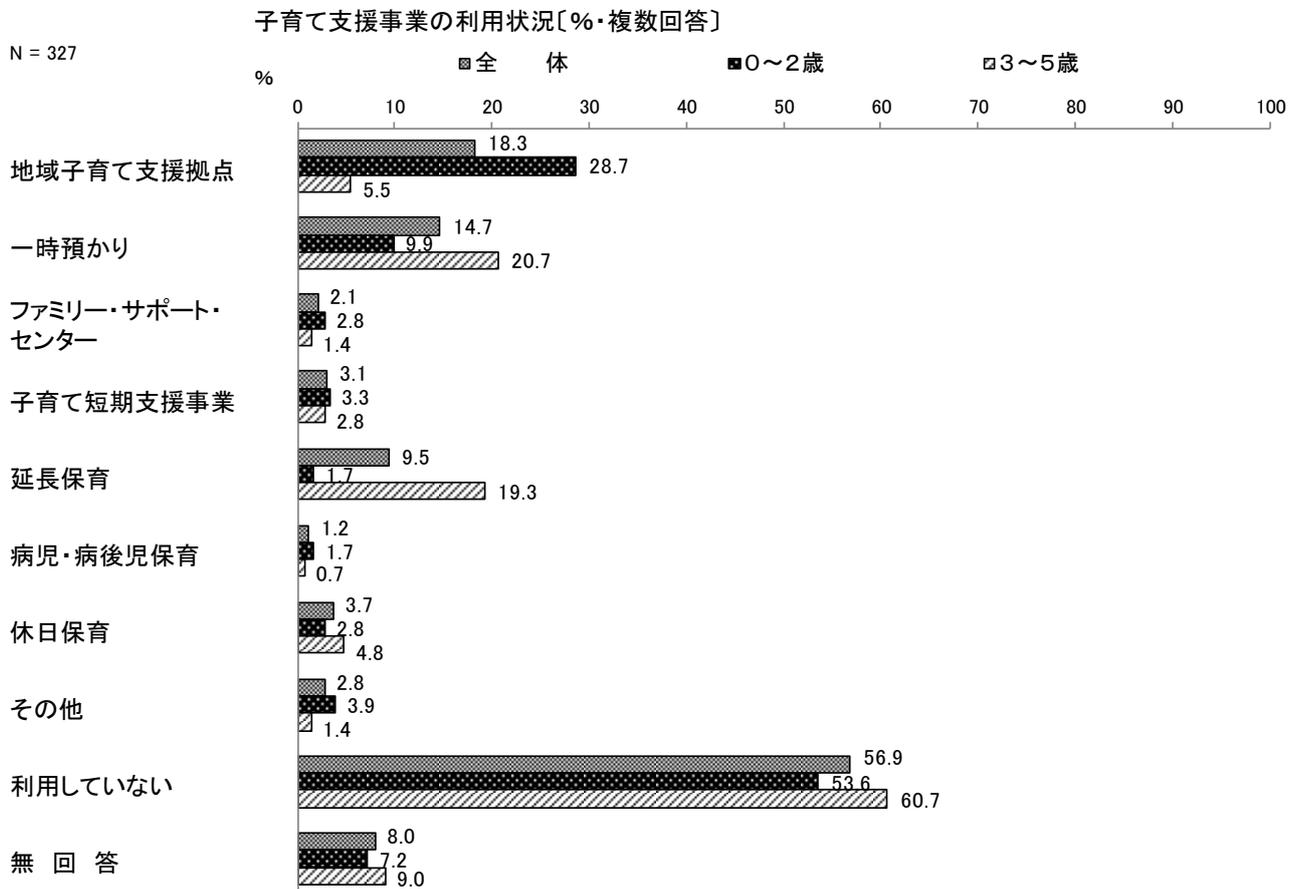


(ニーズ調査)

④未就学児の子育て支援事業の利用状況

「利用していない」が56.9%と多く、利用事業では「地域子育て支援拠点」が18.3%で最も多く、ついで「一時預かり」が14.7%、「延長保育」が9.5%と続いています。0～2歳は「地域子育て支援拠点」の28.7%が多く、3～5歳は「一時預かり」の20.7%、「延長保育」の19.3%が多くみられます。

■未就学児の子育て支援事業の利用状況

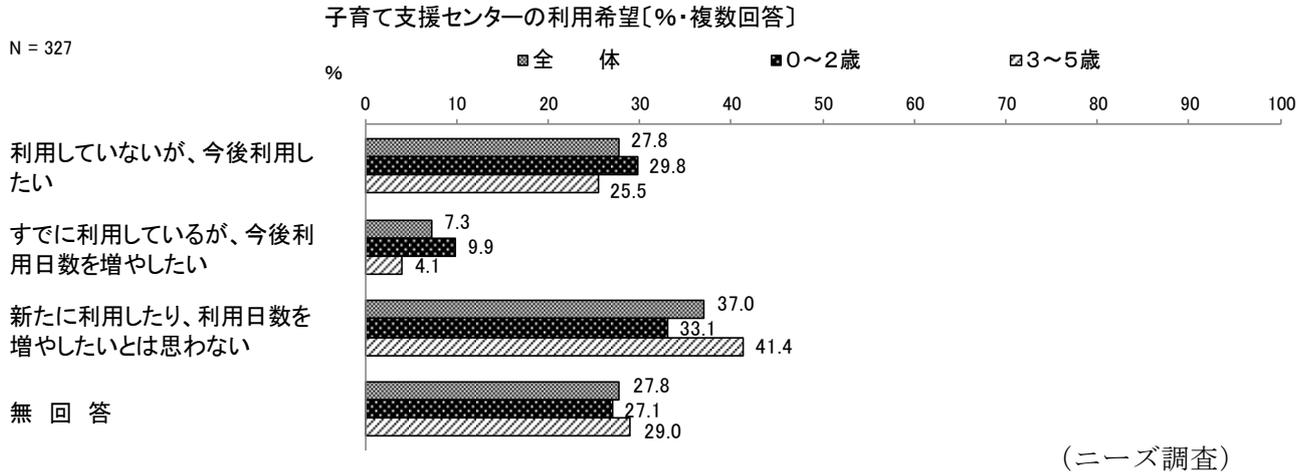


(ニーズ調査)

⑤未就学児の子育て支援センターの利用希望

「利用していないが、今後利用したい」が27.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」7.3%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が37.0%となっています。

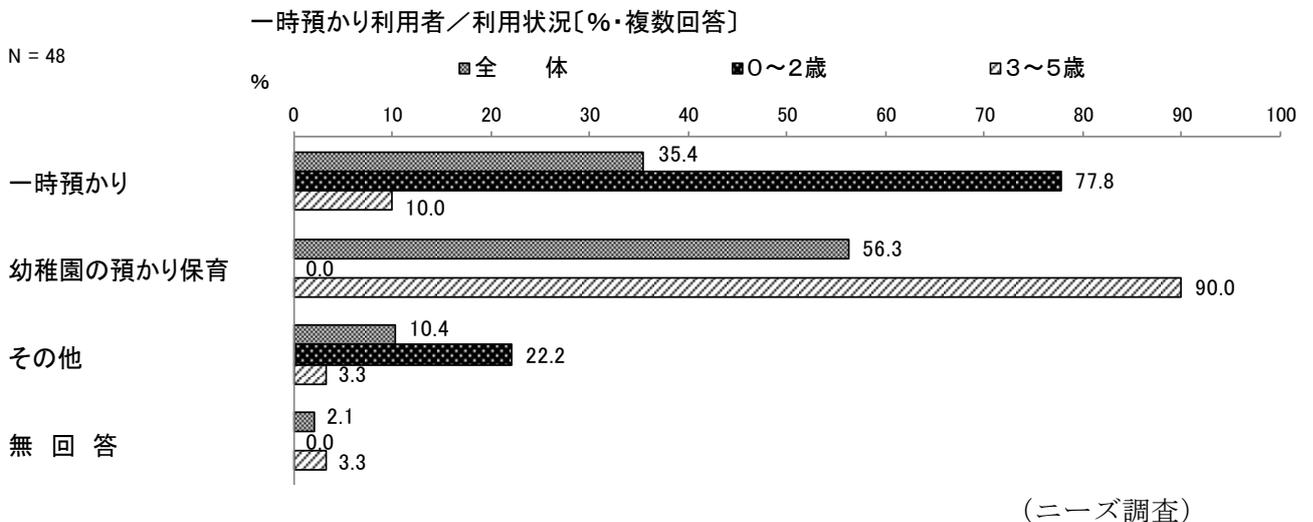
■未就学児の子育て支援センターの利用希望



⑥未就学児の一時預かりの利用状況

一時預かり利用者のなかで56.3%が「幼稚園の預かり保育」を、35.4%が「一時預かり」を利用しています。0～2歳は「一時預かり」が77.8%と多く、3～5歳では「幼稚園の預かり保育」が90.0%と大半を占めています。

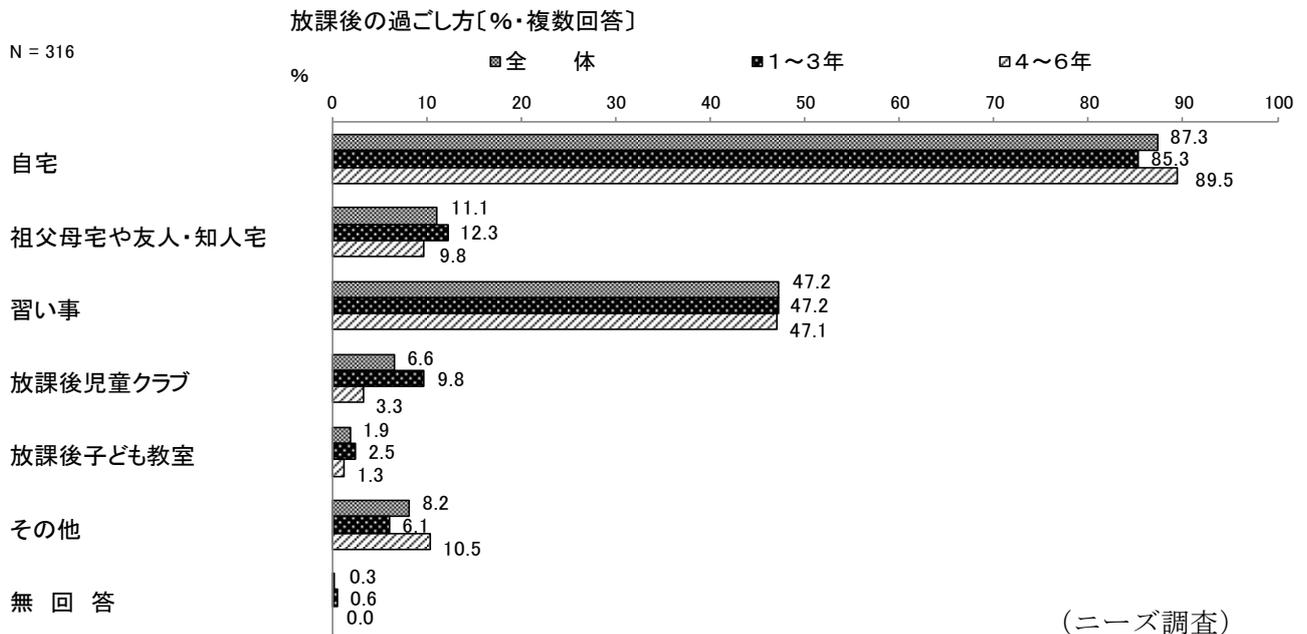
■未就学児の一時預かりの利用状況



⑦小学生の放課後の過ごし方

平日の小学校終了後の過ごし方は、「自宅」が最も多く87.3%となっており、ついで「習い事」の47.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の11.1%、「その他」の8.2%、「放課後児童クラブ」の6.6%、「放課後子ども教室」の1.9%となっています。1～3年は「祖父母宅や友人・知人宅」が12.3%と、「放課後児童クラブ」の9.8%が、4～6年では「自宅」が89.5%とやや多くなっています。

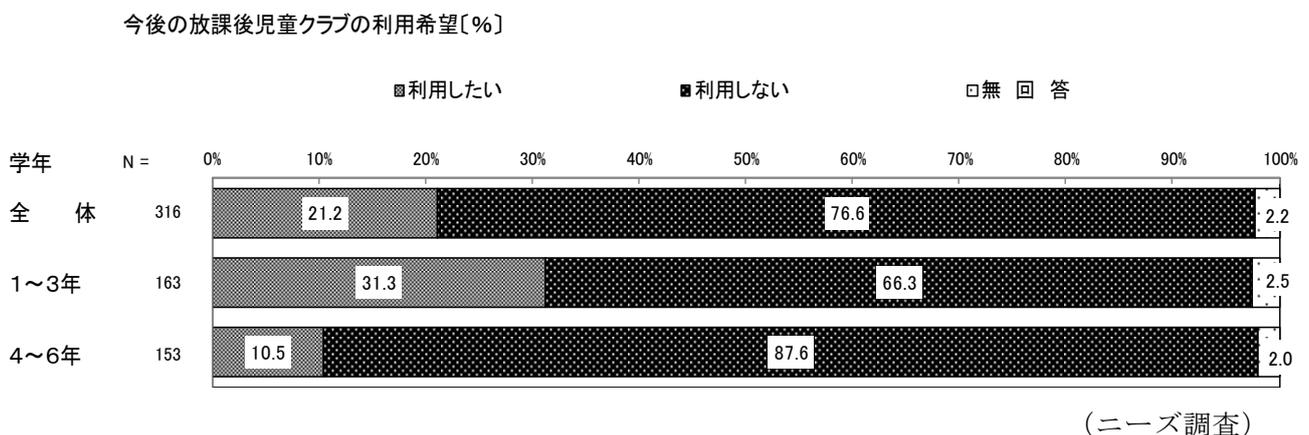
■小学生の放課後の過ごし方



⑧小学生の放課後児童クラブの利用希望

今後の放課後児童クラブを「利用したい」は21.2%にとどまり、「利用しない」が76.6%と8割近くにのぼります。1～3年の利用希望が31.3%と多く、4～6年は10.5%にとどまっています。

■小学生の放課後児童クラブの利用希望



⑨小学生の放課後児童クラブの平日、土曜日、日曜・祝日等の利用希望

【平日】

放課後児童クラブ利用希望者で、平日に「利用したい」は85.1%、1～3年は88.2%、4～6年は75.0%と1～3年の利用希望が多くなっています。

【土曜日】

土曜日での「利用したい」は22.4%と平日に比べて大幅に少なくなっています。1～3年で21.6%、4～6年で25.0%といずれも20%台にとどまっています。

【日曜・祝日】

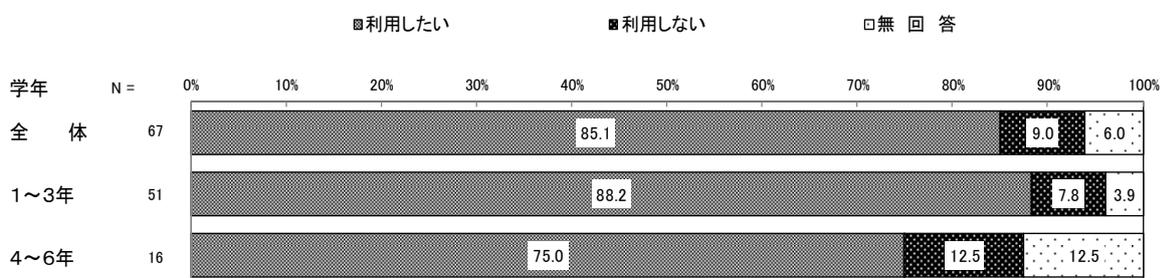
「利用したい」が6.0%と土曜日よりさらに少なくなっています。1～3年で7.8%、4～6年では利用希望者は0人でした。利用希望の開始時間の平均は9時台、終了時間の平均は17時台ですが、回答人数が4人と少数のため参考値としておきます。

【夏休み・冬休み等の長期休暇中】

長期休暇中は「利用したい」が83.6%と平日とほぼ同等の多さとなっています。1～3年が84.3%、4～6年が81.3%と学年に関わらず利用希望は多くなっています。

■ 平日の放課後児童クラブの利用希望

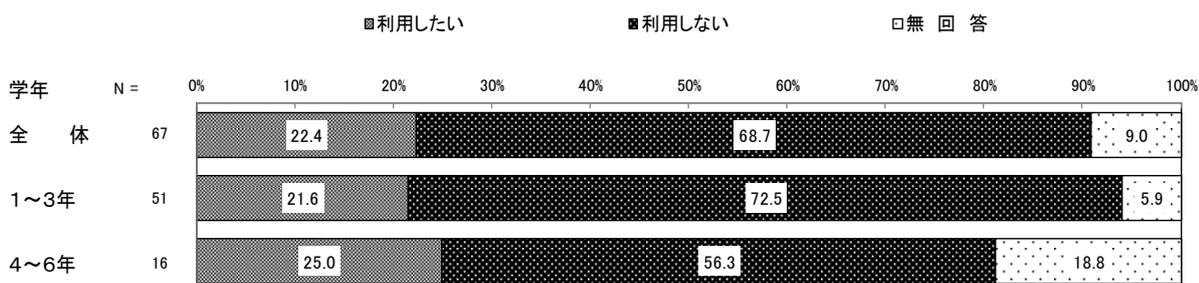
放課後児童クラブ利用希望者／平日の利用希望[%]



(ニーズ調査)

■ 土曜日の放課後児童クラブの利用希望

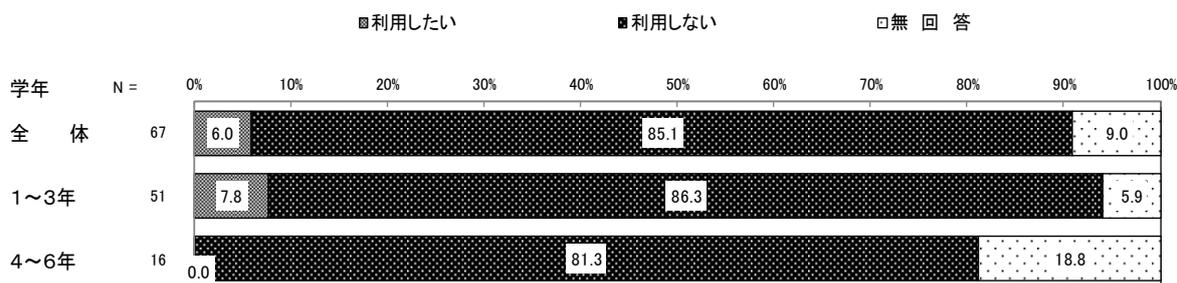
放課後児童クラブ利用希望者／土曜日の利用希望[%]



(ニーズ調査)

■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望

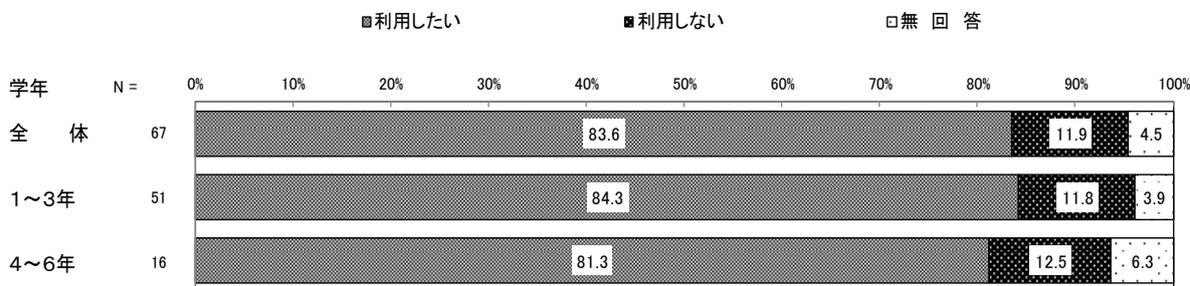
放課後児童クラブ利用希望者／日曜・祝日の利用希望[%]



(ニーズ調査)

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

放課後児童クラブ利用希望者／長期休暇中の利用希望[%]



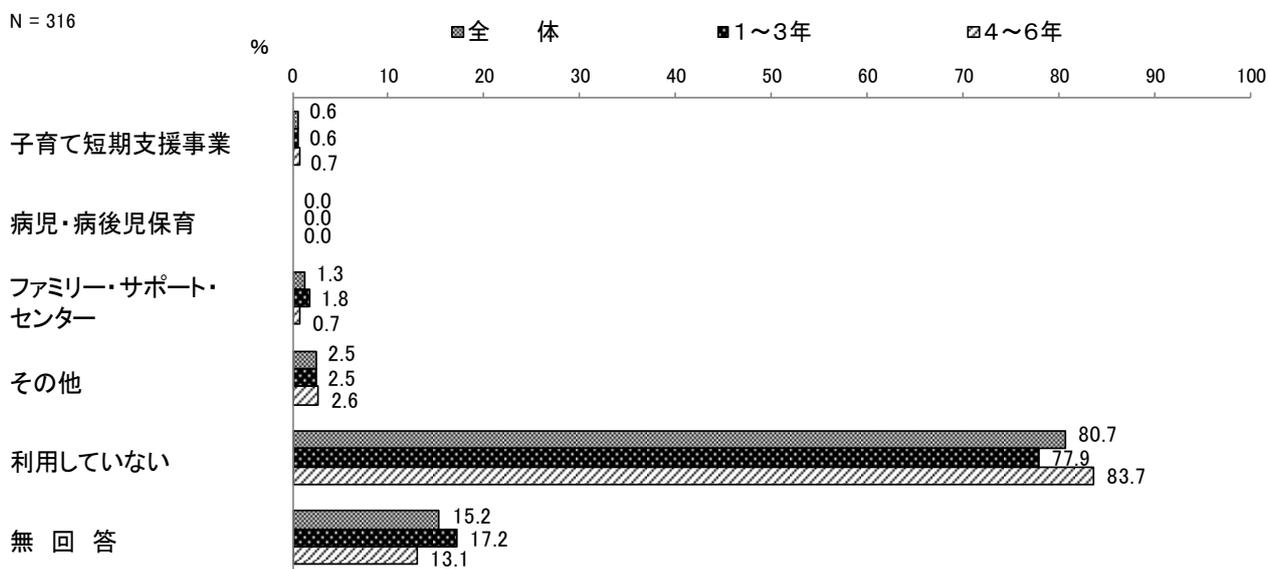
(ニーズ調査)

⑩小学生の子育て支援事業の利用状況

子育て支援事業の利用は「利用していない」が80.7%と大半を占めています。また「子育て短期支援事業」利用は0.6%、「ファミリー・サポート・センター」利用は1.3%にとどまっています。

■子育て支援事業の利用状況

子育て支援事業の利用状況[%・複数回答]

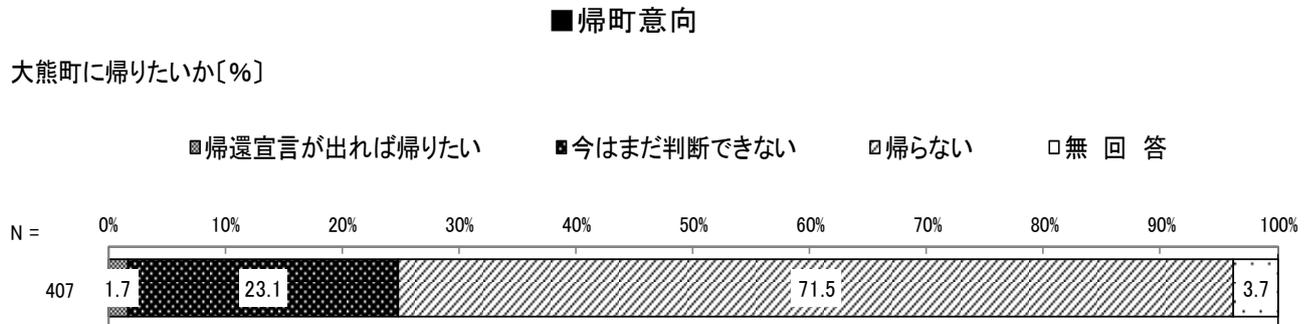


(ニーズ調査)

(4) 今後の動向、行政への希望等

① 帰町意向

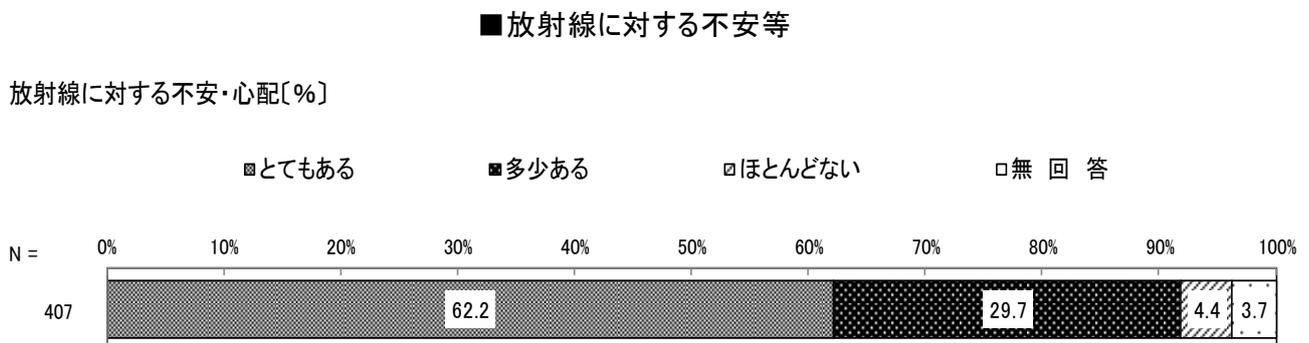
「帰らない」が71.5%で多くを占めており、ついで「今はまだ判断できない」の23.1%と続いています。「帰還宣言が出れば帰りたい」は1.7%にとどまっています。



(資料：ニーズ調査)

② 放射線に対する不安や心配

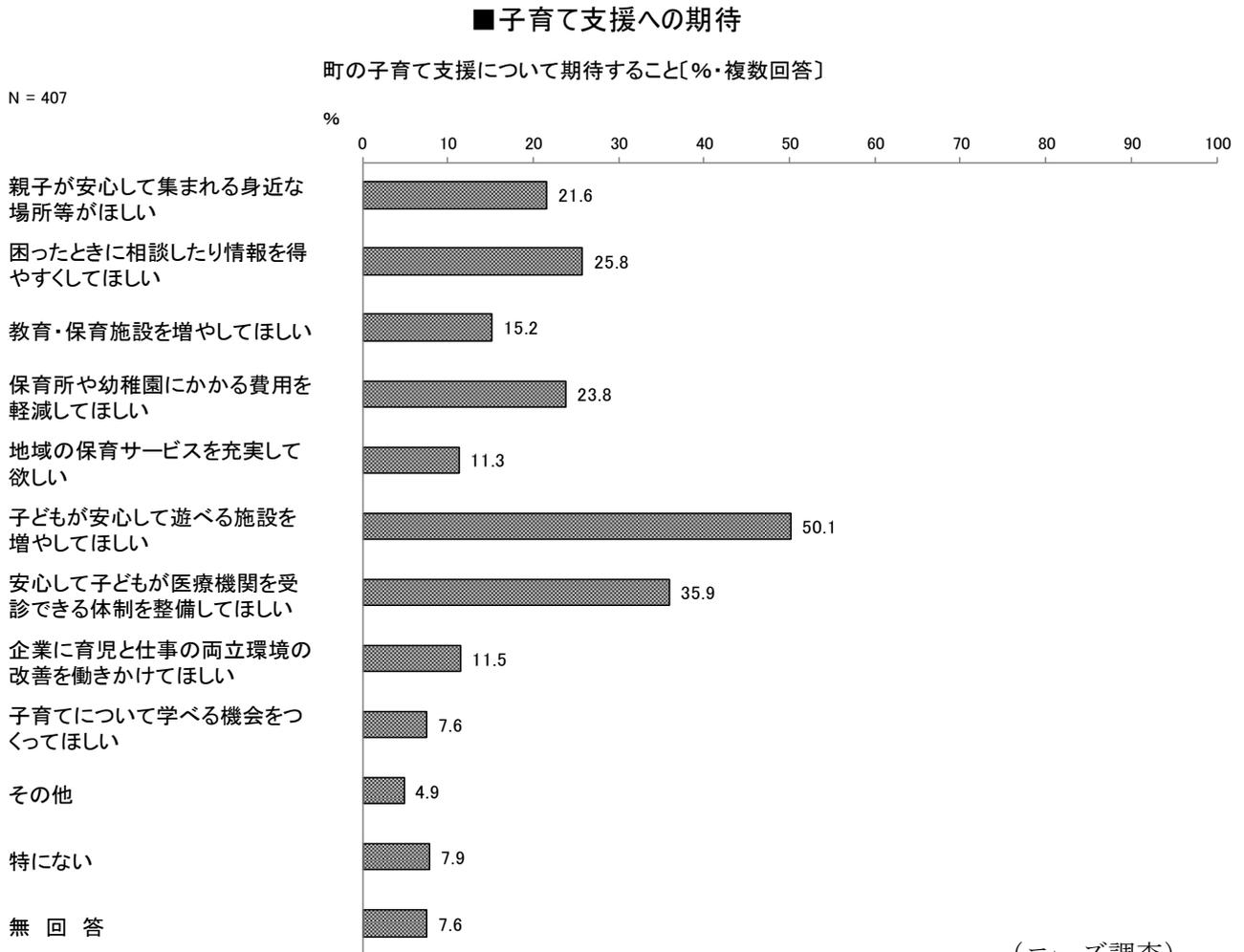
放射線に対する不安・心配は、「とてもある」が62.2%、「多少ある」が29.7%となっており、合わせて91.9%に上ります。



(資料：ニーズ調査)

③町の子育て支援について期待すること

「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が50.1%で最も多く、ついで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」(35.9%)、「困ったときに相談したり情報を得やすくしてほしい」(25.8%)等と続いています。



3 計画の基本方向

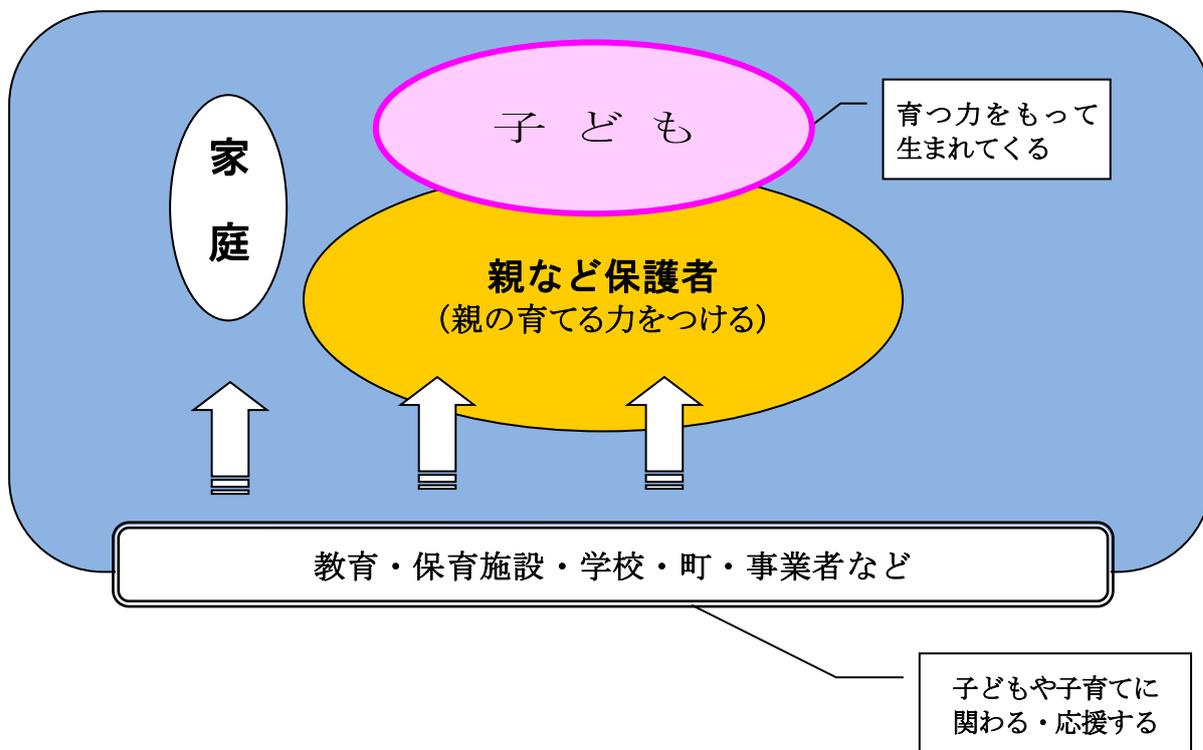
3-1 めざす方向

(1) 子育て支援のとらえ方

子ども・子育て支援の基本理念は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と示されています。

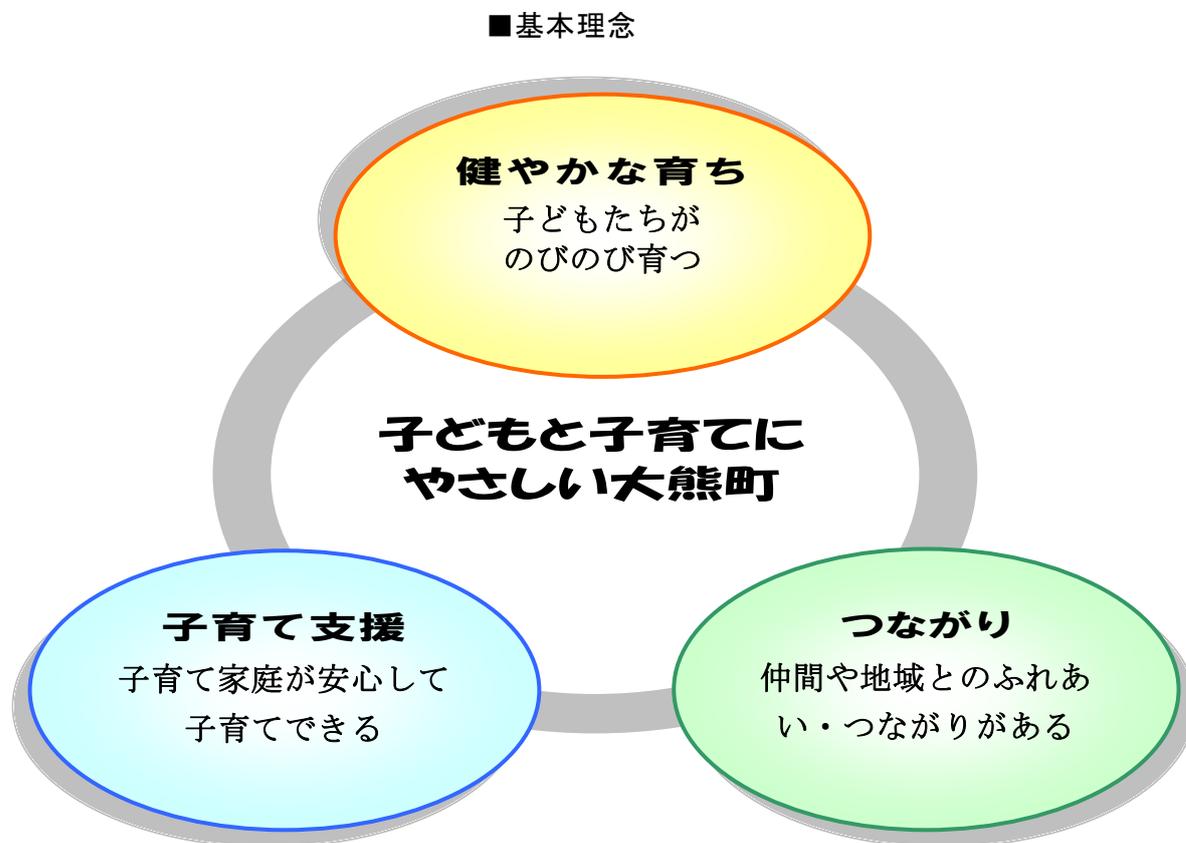
子どもは生まれながらにして育つ力をもっており、それを親の子育て力で伸ばしていくことが子どもの成長につながります。一方で、大熊町においては転入者等で近くに育児支援者がいない、または子育てに不安と孤独を感じる子育て家庭もあると思われます。このようなことから、地域のふれあいや親同士のつながりが重要であり、それが子どもとの関係や子どもの育ちに大きな影響があると考えます。

■子育て支援のとらえ方



(2) 基本理念

『次世代育成支援行動計画』の基本理念を継承し、「子どもと子育てにやさしい 大熊町」を基本理念に、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。



(3) 基本視点

様々な取組みを進める上で、以下の視点をふまえて推進します。

①子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どものためになり、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。そして、特に子育ては男女と家族が協力して行うべきものであるという視点に立って取り組みます。

また、すべての子どもと、その家庭を支援するという広い視点で推進します。

②今の育ちを支援する視点

全町避難の状況で、子どもたちは新しい環境に順応し、日々成長を遂げています。避難先自治体に協力をいただきながら、避難先での生活・教育・保育を的確に支援していくことが重要です。

③サービス利用・提供の視点

子どもと子育て家庭の状況に配慮し、サービス利用者の視点に立った対応に努めるとともに、サービスの質の確保を図ります。あわせて、子どものためになる子育て支援をめざし、事業の点検等を行いながら推進します。

(4) 大熊町復興計画との連携

平成 24 年 9 月の「大熊町第一次復興計画」では、少なくとも5年間は帰町しない、という判断の下、短期的（概ね平成 29 年度）には「安全・安心して学べる教育環境」の実現を、中長期的には町民自身の生活再建を将来の町民の選択肢のパターンごとに行っていくことを記載しています。また、平成 26 年 12 月の「大熊町第二次復興計画中間報告」では、10 年後（平成 32 年度～平成 36 年度）を目途に帰町という選択肢を確立することを掲げつつ、平成 29 年度までは「長期避難生活の不安払拭。必需サービス（住まい・医療・教育）の確保」を、平成 31 年度までは「生活サービスの充実と町民コミュニティ運営支援の強化」を、全町避難のなかで行っていくことを提示しています。また第二次復興計画中間報告では、帰町までのコミュニティ拠点を、会津若松市、郡山市、いわき市の3地域に置くことと同時に、各時期における教育・子育て事業の目標を提示しています。

本計画では、この復興計画を上位計画として、事業の調整と実施・推進を行っていきます。

■本計画期間における目標イメージと主な施策・事業（第二次復興計画より）

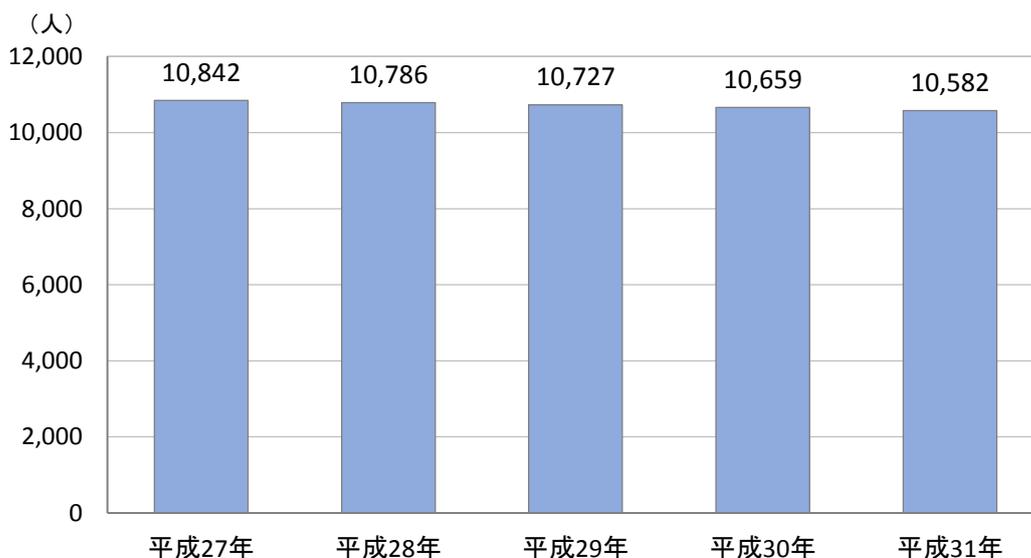
めざす姿	平成 27～29 年度	平成 30～31 年度
①被災した子どもたちの不安を緩和し、自信と夢と希望を提供できる教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ▶「おおくまっ子みんな集まれ」の企画改善 ▶大学や企業と連携した教育プログラムの開発 	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶大熊町ほっとルームから子ども支援センターへの機能拡充 ▶コミュニティ拠点やサテライト型コミュニティにおける学習会の検討 ▶奨学金制度の拡充による人材育成の検討 ▶区域外就学等に関する特例の継続 	
②将来の大熊町を担うリーダーを育成できる教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ▶人手が不足している医療・福祉関連の資格取得のための支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶大熊町の歴史と文化に関する各種教材の編纂・発行
	<ul style="list-style-type: none"> ▶復興支援員制度を活用した大熊町の歴史、文化等を知る授業の展開 ▶エネルギー関連の教育・研修・研究機関の誘致 ▶ふたば未来学園等と連携した町立学校への講師派遣・公開講座 ▶短期及び長期の海外留学を通じたグローバル人材の育成 	

3-2 計画期間の推計人口

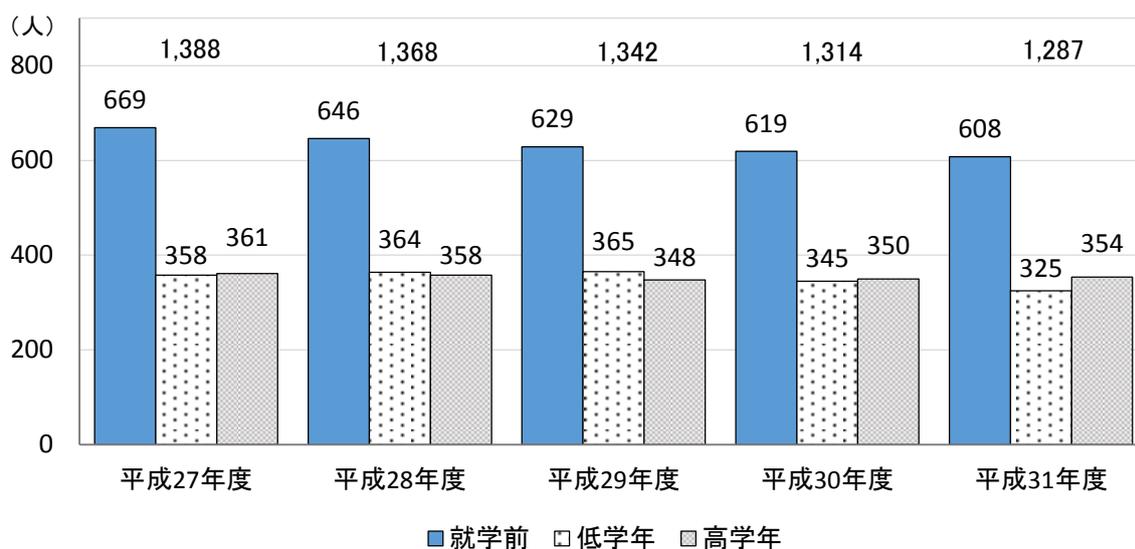
計画期間の人口をコーホート変化率法により、近年の平均変化率を用いて推計すると、平成 27 年は 10,842 人、目標年度の平成 31 年には 10,582 人となり、微減傾向と見込まれます。

また、計画期間の 11 歳以下の児童人口は、平成 27 年が 1,388 人で、目標年度の平成 31 年は 1,287 人と推計されます。

■計画期間の推計人口



■計画期間の推計児童人口



3-3 子ども・子育て支援サービスの見込み量

年少人口の推計とニーズ調査によって求められた「潜在家族類型」の数と「教育・保育の利用意向」により推計した計画期間中の各教育・保育サービスの見込み量は下に示す通りとなります。

表に記載されている通り、本計画期間中は、帰町が見込めないため、下記のうち施設型の教育・保育サービスについては、受入先自治体との連携によって供給を確保することとなります。

(1) 教育・保育給付

幼稚園・保育所

(人)

	子ども 年齢別 利用見込み	平成 27 年					平成 28 年				
		全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他	全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他
幼稚園・ 保育所	保育所 0 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所 1～2 歳	19	0	12	0	7	19	0	12	0	7
	幼稚園 3～5 歳	202	16	60	42	84	190	15	57	39	79
	保育所 3～5 歳	53	2	14	7	30	50	2	13	7	28

	子ども 年齢別 利用見込み	平成 29 年					平成 30 年				
		全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他	全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他
幼稚園・ 保育所	保育所 0 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所 1～2 歳	18	0	12	0	6	17	0	11	0	6
	幼稚園 3～5 歳	188	15	56	39	78	187	15	56	39	77
	保育所 3～5 歳	50	2	13	6	29	49	2	13	6	28

	子ども 年齢別 利用見込み	平成 31 年				
		全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他
幼稚園・ 保育所	保育所 0 歳	0	0	0	0	0
	保育所 1～2 歳	27	0	17	0	10
	幼稚園 3～5 歳	185	15	55	38	77
	保育所 3～5 歳	49	2	13	6	28

(2) 地域子ども・子育て支援事業の見込み

(人 ※印は、人日)

	平成 27 年					平成 28 年					
	全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他	全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他	
時間外保育事業	28	2	10	4	12	27	2	9	4	12	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	低学年	28	2	10	4	12	28	2	10	4	12
	高学年	21	2	7	3	9	21	2	7	3	9
子育て短期支援事業(ショートステイ)	500	34	170	81	215	483	32	165	78	208	
地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業※	219	15	75	35	94	217	15	74	35	93	
一時預かり他	幼稚園	2	0	1	0	1	2	0	1	0	1
	2号認定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	1,746	117	595	282	752	1,686	113	575	272	726
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)	393	26	134	64	169	380	26	129	61	164	

	平成 29 年					平成 30 年					
	全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他	全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他	
時間外保育事業	27	2	9	4	12	26	2	9	4	11	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	低学年	28	2	9	5	12	27	2	9	4	12
	高学年	20	1	7	3	9	20	1	7	3	9
子育て短期支援事業(ショートステイ)	471	32	160	76	203	463	31	158	75	199	
地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業※	208	14	70	34	90	203	14	69	33	87	
一時預かり他	幼稚園	2	0	1	0	1	2	0	1	0	1
	2号認定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	1,641	110	559	265	707	1,615	109	550	261	695
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)	370	25	126	60	159	364	24	124	59	157	

	平成 31 年					
	全体	郡山市	いわき市	会津若松市	その他	
時間外保育事業	26	2	9	4	11	
放課後児童健全 育成事業(放課 後児童クラブ)	低学年	25	2	8	4	11
	高学年	20	1	7	3	9
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	455	31	155	73	196	
地域子育て支援拠点(子育て 支援センター)事業※	197	13	67	32	85	
一時預かり他	幼稚園	2	0	1	0	1
	2号認定	0	0	0	0	0
	上記以外	1,587	107	541	256	683
病児病後児保育、ファミリ ー・サポート・センター(病 児・病後児)	357	24	121	58	154	



3-4 基本目標

3つの目標を掲げ、前述の①～③の基本視点をふまえながら、「子どもと子育てにやさしい 大熊町」をめざして各種施策を推進します。

基本目標1 健やかな育ち

子どもたちがのびのび育つ

次代を担う子どもたちが、健康で、心豊かに育つことができるためには、子どもの視点に立って子どもたちの成長を支援していくことが必要です。

心身の健やかな成長の支援をはじめ、一人ひとりの個性を大切にした教育や、恵まれた自然環境を活かし、様々な体験を通して豊かに成長できる環境整備を行い、子どもたちが大熊町を好きでいてくれる、「子どもたちがのびのび育つ大熊町」をめざします。

基本目標2 子育て支援

子育て家庭が安心して子育てできる

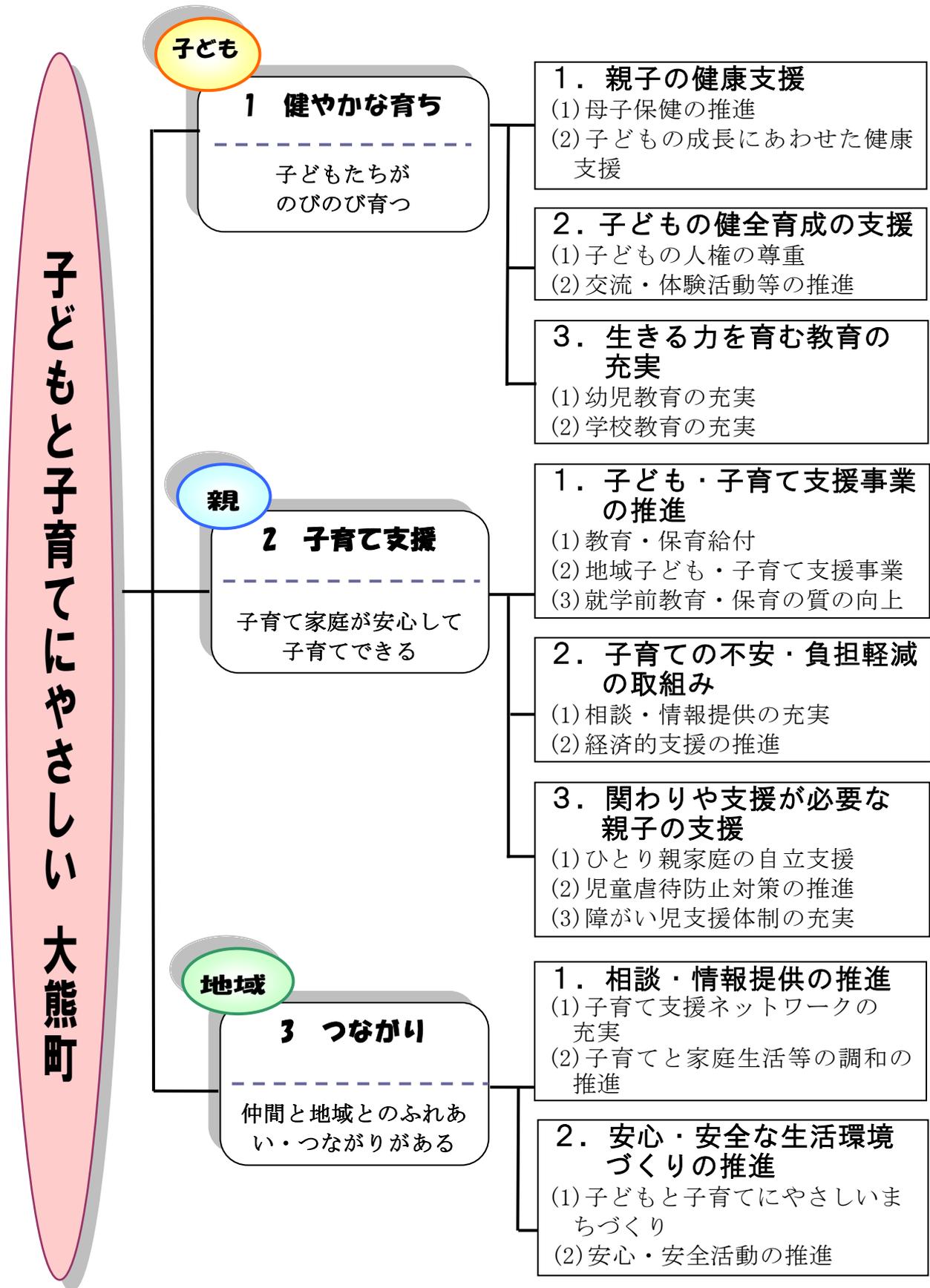
子育て家庭をはじめ、これから子どもを生み育てたいと考えている人が、安心して子どもを生み、子育てに意欲的に取り組んでいけるように支援していくことが子どもの成長に特に大事なことです。子育て家庭が大熊町で子育てしてよかったと思える、「子育てするなら大熊町」をめざして様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標3 つながり

仲間や地域とのふれあい・つながりがある

子どもと子育て家庭が、同年代の子どもや仲間とふれあい、つながりをもちながら、成長し、子育てできるように支援していくことが特に重要です。避難生活が続くなか、情報提供やふれあいの場の確保などを図り、子どもと子育て家庭を支援していきます。

4 基本計画



4-1 健やかな育ち

4-1-1 親子の健康支援

◆基本的な考え方◆

妊娠期から継続して親子が健康の保持・増進を図り、安心して心身ともに健やかな子育てを可能にすることが母子保健事業の目標であり、それが子どもの健やかな成長に寄与するものといえます。しかし、健診を受けない子どもや、近くに知り合いが少なく、子育てに不安を抱え、相談をする場がない子育て家庭もみられます。このためにも、健診や子育て支援活動などが連携を深め、親子を支援することが重要な課題です。

大熊町では、上記の全国的な課題に加え、原子力災害による避難生活の長期化により、子どもの成長や子育て家庭への影響や不安が潜在しており、このような課題に対応する必要があります。大熊町子ども・子育て支援調査でも、放射線に対する不安・心配が、「とてもある」が62.2%、「多少ある」が29.7%となっており、合わせて91.9%の方が不安に思っています。本計画では、こうした原子力災害への対策もふまえながら、親子が健康に、また、安心して暮らしていけるための事業を展開していきます。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) 母子保健の推進

①妊産婦健診

妊娠期の健康管理と出産と育児の準備なども含め、妊娠期の健康づくりを支援していきます。

震災以降は、県内避難者には町で母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、県外避難者には原発特例法にて避難先自治体において交付しており、今後も妊産婦健診の受診しやすい環境づくりを進め、受診勧奨を行い、健康で安心して妊産期を過ごし、出産・子育ての準備ができるように支援します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

地域子ども・子育て支援事業として継続実施

②新生児・乳幼児訪問

早期から関わりを持つことで、産後うつの発見や虐待のおそれ、家庭養育上課題を抱える家庭、子どもの発育で支援が必要な家庭などへのフォロー体制の充実に努め、子育てへの不安を軽減し、子育てに自信が持てるよう支援していきます。

新生児・乳幼児や母親の心配なこと、困っていることについて対応するため、電話や新生児出生連絡票により連絡を受け、保健師や看護師が家庭訪問を実施しており、今後も避難先の自治体や県、助産師会の協力を得て実施していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
家庭訪問等を継続して実施

③乳幼児健診事業

町としては未受診がないよう受診勧奨に努め、健診の事後フォローを切れなくつなぐことを重要課題として、乳幼児健診を推進していきます。

これまでは4か月児健診、10か月児健診、1歳8か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診など、それぞれの発達段階にあわせて健康診査を実施してきましたが、震災後は大熊町主体での健診は実施できておらず、原発特例法にて避難先自治体で実施してもらい、結果の報告を受けています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

④予防接種事業

未接種児を減少できるように、予防接種の日程についてきめ細かく情報提供するとともに、予防接種対象者に通知し、接種を呼びかけています。

県外においては原発特例法による避難先自治体での実施となっています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

⑤健康教育・相談

震災以降、町では健診を実施していないので、避難先自治体の健診等で乳幼児の事故防止や離乳食などについての啓発・情報提供を実施してもらっています。また、町のお知らせ等の郵送時に上記の情報提供を行っています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
郵送で情報提供を実施

⑥健診後のフォロー

乳幼児健診等で要経過観察になった乳幼児のフォローが課題です。現状は避難先で実施されている乳幼児発達支援事業や教室につないでもらっている状況であり、今後も継続して取り組みます。

すこやか教室として実施してきましたが、震災後は単独実施が難しく、避難先で事業や教室につながるように情報提供等の支援を行います。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して避難先自治体で利用できるように支援

⑦発達に関する相談

乳幼児から 18 歳未満の子とその保護者に対して、発育・発達に関する臨床心理士等への専門的な相談の場を継続して提供します。

震災後は、いわき市・会津若松市では実施しており、その他地区では必要な時に避難先自治体での相談会に参加できるようにしており、今後も参加を支援していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
いわき市・会津若松市で継続して相談会を開催 継続して避難先自治体で利用できるように支援

(2) 子どもの成長にあわせた健康支援

①小・中学校での健康教育の推進

各学校での教育課程に位置づけられている健康教育について、円滑に遂行できるように協力して、内容の充実を図りながら実施します。

震災後は、会津若松市内居住者は学校まで遠距離のため、スクールバスを利用する児童・生徒が多く、また帰宅してからも、自宅周辺で外遊びする児童は少ない状況がみられます。そのため、肥満傾向にある児童が増えており、今後の課題となっています。この点をふまえた内容の拡充を図っていきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

②食育の推進

栄養士を中心に、離乳食の作り方やバランスのとれた食事の作り方、食の大切さなど、集団指導の再開をめざします。

震災後は、集団での食育の推進に対する取組みを実施することが難しくなったため、栄養士を中心に、離乳食の作り方やバランスのとれた食事の作り方、食の大切さなどの個別の栄養相談の実施に切り替えてきましたが、集団での栄養相談の再開をめざします。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
集団栄養教室・相談の再開。個別栄養相談は随時対応

③思春期保健の推進

各学校の指導計画に、性に関する教育やたばこ・お酒・薬物等が人の健康に与える影響について盛り込むよう、計画的に指導していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
学校教育のなかで継続して実施し、連携・協力して実施する

④ブックスタート事業

育児世帯に絵本を配布することにより、親子の交流を促進し、絵本を通して親子のスキンシップや語りかけが、子どもの言葉や心を育てるのに大切だということを伝えていきます。

平成26年4月から事業を再開しており、家庭訪問、健康相談や健康教育の場で手渡しし、県外避難者町民等には郵送で実施します。

■今後の取組み

平成27～31年度

平成26年度より再開。継続して家庭訪問、健康相談や健康教育の場で継続して実施する。県外避難町民等には郵送にて実施



4-1-2 子どもの健全育成の支援

◆基本的な考え方◆

子どもが心身ともに健全な成長を図るためには、一人の人間としての尊厳が確保されることが前提であり、子どもの人権を侵害するような行為を社会的に排除するための環境整備や取組みが進められてきました。

その他に、様々な体験をする機会も各成長段階で確保してきましたが、全町避難により、児童・生徒の居場所や多世代とのふれあいの場が十分に確保できない状況となっています。このため、ニーズ調査においても、町の子育て支援に対する意見として、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」という声が50.1%と、最も多くなっています。「大熊町第二次復興計画」でも、「被災した子ども達の不安を緩和し、自信と夢と希望を提供できる教育環境」をめざす姿として各種施策を展開することとされており、この点についての対応が重要です。

今後は、こうした状況をふまえ、全町避難のなかで人づくりや地域活動などで体験機会の拡充を図っていくことが重要となっています。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) 子どもの人権の尊重

①子どもの権利擁護の推進

子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、のびのびと成長できるように、子どもの権利擁護についての意識啓発を進め、また権利擁護のための啓発活動を実施します。また、人権擁護委員の活動を支援します。

子どもたちは県内外に避難して生活しており、子どもをめぐる人権問題は周囲の目が届かないところで起こる可能性が高い面もあります。今後は、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さ等基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を習得できるように、意識啓発活動を会津若松市内の学校訪問や仮設住宅集会場、各種イベント等の機会に実施します。

また、人権擁護委員3名が、中学校に権利擁護の作文を依頼して意識啓発を行っており、活動を支援します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

②子どものための相談支援体制づくり

子どもの悩みやこころの問題に適切に対応し、健やかな成長を支援するため、学校での相談窓口などが各種相談事業等での連携を図り、子どものための相談援助を行います。

大熊町ほっとルームを平成 25 年 6 月会津若松出張所内に、平成 25 年 8 月いわき出張所内に開設して、子どもたちの相談に対応しておりますが、平成 27 年 4 月からは子ども支援センターへ機能を拡充し、支援体制及び事業の充実を図っていきます。

また、子ども支援コーディネーターが、子どもや保護者の「困りごと」の相談窓口として対応しており、今後も NPO 団体や医療機関、家庭を支える保護者等と連携を図り、情報交換・情報共有を持ちながら支援していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

(2) 交流・体験活動等の推進

①交流活動・体験活動の推進

平成 24 年度から新たに子どもたちの再会を支援する事業「おおくまっ子集まれ」を小・中学生を対象に実施しており、継続して実施します。世代間交流事業については、避難生活が続く状況にありますが、内容等を検討しながら継続して実施し、参加を促進します。

これまでは町の児童館や文化施設等で、子どもと高齢者の交流活動が行われていましたが、避難生活が長期化するなか、企画や内容を検討した実施が求められます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
「おおくまっ子みんな集まれ」を継続して実施する 子どもと高齢者の交流機会の検討・実施

②スポーツ・レクリエーション活動

スポーツ少年団の活動を継続して支援します。

スポーツ少年団活動は、団員の減少と指導者不在により、活動ができていないスポーツ少年団が野球、サッカーの 2 団体に限られていますが、事業は継続していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

スポーツ少年団活動の継続支援

③読書活動の推進

学校教育活動のなかで、朝読書や読み聞かせを中心に継続して取り組んでいきます。今後は「調べる学習コンクール」への積極的な参加を図るとともに、学校司書を活用し、誰もが活用しやすい図書室の整備・運営を図ります。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

学校教育活動において読書活動を継続して実施

④成育環境の充実

普通教室でのタブレット PC 等の ITC 機器を活用し、児童生徒一人ひとりの思考力・表現力を育てていきます。体験型学習支援であるヤングアメリカンズ（アメリカの若者による歌とダンスステージのパフォーマンス）を通じて自信を持って自己表現したり、異文化交流を図っていきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

児童生徒の思考力・表現力を育てられるような成育環境の充実

⑤学習支援の継続

避難の長期化で、子どもたちの精神的不安定、学習の遅れ、運動能力の低下などが心配されるため、平成 24 年度から町地域学習応援協議会が学生ボランティアを中心に仮設住宅での学習支援や避難者同士の世代間交流を実施し、お兄さんお姉さんの「ななめの関係」により子どもたちをサポートしています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

支援の継続を要望

⑥生涯学習活動の充実

平成 24 年度からは、子どもたちの体験事業「フレンドリー教室」を通じて避難先である会津方面を拠点に各種学習活動を展開しており、継続して実施します。

子どもたちの校外学習や野外活動、自然体験、交流学习を推進してきましたが、地元大熊町の歴史や伝統、自然体験及び文化活動などに接する機会は少なくなっており、今後の実施方策を検討します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

フレンドリー事業を継続して実施。内容等は検討



4-1-3 生きる力を育む教育の充実

◆基本的な考え方◆

子ども一人ひとりの個性を大切に、主体的に考え行動できるように、生きる力を育む教育を推進するとともに、地域に開かれた学校として、学校・家庭・地域がともに子どもを健やかに育ていけるよう、連携・協力を図っていくことが必要です。国の示す第2期教育振興基本計画においても全体施策の柱のなかに、「社会を生き抜く力の養成」と「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が示されています。避難生活が続くなかですが、幼稚園、小中学校を会津若松市で再開しており、この状況のなかで、実施可能な事業を着実に進めていくことが重要な課題となっています。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) 幼児教育の充実

震災直後から町立幼稚園を再開していますが、通園児は27人に減少しています。子ども・子育て支援事業の開始をふまえながら、通園児が集団生活・集団行動を身につけられるように支援します

幼児教育指針に基づき、幼児教育の重要性をふまえ、研修等による教員の指導力の向上に努めます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
未就学児教育の実施

(2) 学校教育の充実

①生きる力の育成をめざした教育内容の充実

大熊町小中学校基礎学力向上推進会議において、生きる力の育成に向けて課題の解決や調整を図っており、各学校での取組みと連携を図りながら推進されるように努めます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
学校教育の実施

②教育施設の地域開放など開かれた学校運営の推進

現在は、学校施設を借用していることから、地域への開放が困難であり、地域と児童・生徒との交流は、学校行事の一環である幼小中合同運動会や餅つき大会を通じて、主に学校施設周辺の地域の方々との親睦・交流を深めていきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
町内では一部事業を実施しており継続して実施

③ふるさと創造学の実践

平成 25 年度より郡内 8 町村の学校では、ふるさとに関わる課題解決型、探求的な学び「ふるさと創造学」をスタートさせました。伝統文化の体験活動や地域が抱える課題の解決策を考えたり、子どもたちの未来を切り拓く強さを携え「生きる力」を育むことをめざします。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
総合学習の時間を中心に創意工夫のもと取り組む

④障がいのある子どもの育ち支援

障がい等で支援が必要な子どもの保育・教育を確保するための事業であり、震災後も特別支援学級は、担当教諭や特別支援学級支援員が継続してその運営に関わり、体制を確保しています。現在の学校施設については、会津若松市から借用しており、福祉的配慮が不十分な施設・設備がみられ、避難先自治体の地域資源の利用が図れるよう連携して対応します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
特別支援教育の実施、特別支援学級支援員の配置を継続して実施

⑤福祉教育の推進

避難生活が続いており、避難先自治体の考えを尊重し、地域での活動に参加できるよう連携を図ります。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

避難先自治体の考え方をふまえ、連携した推進に努める



4-2 子育て支援

4-2-1 子ども・子育て支援事業の推進

◆現状・課題◆

人口減少社会となり、少子化が進むなか、子育て支援と子どもの健やかな育ちはまちづくりの主要な課題となっており、大熊町においても様々な施策・事業を推進してきました。近年は、平成24年に子ども・子育て関連3法の改正が行われ、市町村を実施主体として、子ども・子育て支援事業が平成27年度から導入されることとなっています。

ニーズ調査では、実際の未就学児の定期事業として幼稚園（預かり保育なし）の利用希望が多くみられますが、今後の保育・教育希望先としては、幼稚園（預かり保育あり）を筆頭に、認可保育所、認定こども園、ファミリー・サポート・センターなど多様なサービスの利用希望がみられ、保育ニーズは増大する傾向が見受けられます。大熊町では、全町避難のなか、保育所が休所、幼稚園は会津若松市で再開しています。未就学児の集団教育の場として、子育て家庭の保育・教育ニーズに対応しているため、避難先自治体との連携のさらなる強化が重要です。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) 教育・保育給付（保育所・幼稚園・認定こども園）

原発事故に伴う避難により、保育所は休所しており、今後の再開の見通しが立たない状況です。平成25年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼しています。また、いわき市内で保育士不足の状況がみられるため、町からの保育士派遣も検討し、有資格者の就労募集など受入自治体への協力支援を図ります。低年齢児の保育ニーズや幼稚園や認定こども園の利用希望などをふまえ、子ども・子育て支援事業を避難先で円滑に利用できるよう適切な対応に努めます。

■今後の取組み

平成27～31年度

避難自治体への保育ニーズの情報提供、子育て家庭への保育情報の提供、相談等の対応を継続して実施
いわき市内保育所への保育士の派遣検討

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育等

平成 25 年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
避難自治体への保育ニーズの情報提供

②一時預かり事業

町社会福祉協議会で実施していた子育て支援事業「くまさん」が再開できない状況です。平成 25 年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼しています。震災後も町立幼稚園での預かり保育は、継続して実施します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
避難自治体への保育ニーズの情報提供 幼稚園の預かり保育の実施

③子育て短期支援事業

平成 25 年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼しています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
避難自治体への保育ニーズの情報提供

④病児・病後児保育事業

平成 25 年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼しています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
避難自治体への保育ニーズの情報提供

⑤ファミリー・サポート・センター事業

町社会福祉協議会子育て支援事業「くまさん」が再開できていない状況であることから、平成 25 年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼しています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
避難自治体への保育ニーズの情報提供 子育て家庭への情報提供

(3) 就学前教育・保育の質の向上

避難生活が長期化するなか、避難先での教育・保育サービスの利用について、質的なニーズを考え、継続的に利用者支援に努めます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して検討・利用支援



4-2-2 子育ての不安・負担軽減の取組み

◆基本的な考え方◆

先にふれた国の子ども・子育て支援施策においては、直接的な教育・保育サービスの提供にとどまらず、子育て相談や各種の情報提供の実施により、地域のニーズに応じた子育て支援の充実を行うことがうたわれています。また、子育てへの経済支援ということでも、平成 24 年に一部改正された児童手当法を始めとして各種の支援が用意されています。

大熊町のニーズ調査をみると、町の子育て支援に期待することとして、「困ったときに相談したり情報を得やすくしてほしい」（25.8%）、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」（23.8%）など、子育ての負担感を減少させる事業を期待する声が多く寄せられています。こうした町民の声に応え、子どもを安心して生み育てるためには、各種支援策について適切な利用を促進していくことが重要となります。

大熊町においては、子どもの健やかな成長を支援する視点、地域振興の視点から出産祝金等支給事業や児童医療費助成事業、就学を支援する事業など町独自の子育て支援策を実施してきました。また、震災により家族が分かれて暮らす世帯も増えており、「孤育て」による育児への不安の増大が大きな課題となっています。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) 相談・情報提供の充実

①子育てに関する相談窓口の連携

震災後は、県内においてのみの対応となっており、県外については避難先自治体に依存している状況です。また、県内においても子どもの情報が入らないことがあり、支援が行き届いているとはいえないため、できる限り関係機関と連携して子育て支援に関するサービスの情報提供と相談に対応していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

関係機関と連携して相談に対応。相談窓口の情報提供

②子育て支援に関する情報提供の充実

子育て支援に関する情報提供は可能な限り実施していますが、県内外に町民が避難しているため、提供できる情報が少ないことも課題となっています。今後は、情報提供手段や子育て家庭の希望している情報などについて検討し、情報提供を継続して行っていきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
情報内容、手段を検討しながら継続して実施

(2) 経済的支援の推進

①児童の養育に関する経済的支援

平成 22 年度からは中学校修了までの児童を対象に、子ども手当を支給しています。平成 24 年度より名称が「児童手当」に変更され、継続実施しています。個々のケースに対応して適切な支給を行います。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して適正な支給に努める

②乳幼児医療費・子ども医療費の助成

乳幼児医療費助成事業により、就学前の子ども医療に要する費用の助成を県の事業に基づき実施しており、さらに大熊町では単独事業として児童医療費助成事業を、中学 3 年生までに拡大して実施していましたが、平成 24 年 10 月から福島県「子ども医療」制度が開始され、平成 26 年 3 月からは全国の医療機関で窓口無料となっています。今後も県の制度に基づき実施します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して適正な支給に努める

③出産祝金等支給事業

大熊町独自の事業として、少子化に対応し、将来における健全な家族構成並びに人的資源の確保と町勢の発展を図るため、出産・出生届時に大熊町に住所を有する人に、出産祝金等を支給しています。また、新たな住民を増やし、次世代育成にもつながる取組みとして、大熊町で結婚して世帯をもった方に、結婚祝金を継続して支給しています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施する

④就学等を援助する事業

就学援助制度については、平成 23 年度に国の被災児童生徒就学支援等臨時交付金が創設され、福島県被災児童生徒等就学支援事業補助金交付要綱に規定する補助金対象経費のうち、①被災児童生徒就学支援事業及び②被災幼児就園支援事業として実施しています。①の支援事業については、当町の町民から申請があった申請者に対しては、そのほとんどが原子力災害による避難である事を事由に認定・支給しています。②の支援事業については、当該年度の町民税課税額に基づき認定・支給します。

就学時祝金については、申請添付資料などに配慮しながら継続して実施し、適切な支給に努めます。

町立幼稚園・学校への通学については、スクールバスの運行を継続します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
福島県被災児童生徒等就学支援事業の実施 就学時祝金支給事業の実施 スクールバスの運行

4-2-3 関わりや支援が必要な親子の支援

◆基本的な考え方◆

社会経済状況がめまぐるしく変わり、複雑化するなか、大人社会の影響が子どもたちに直接影響を及ぼす傾向がみられます。児童虐待の問題は全国的にも深刻化しています。また、子育て家庭の形態も多様となり、母子家庭・父子家庭などが増加し、自立支援に向けて相談や就労支援の施策・事業が推進されています。

また、障がい等で支援が必要な児童・生徒の育成支援については、障害福祉サービスや児童発達支援事業などが実施されており、地域で学び育つことができるように支援していくことが課題です。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) ひとり親家庭の自立支援

①相談体制の充実

現在は県内外に町民が避難しているため、実態把握が難しく、相談があっても遠方のため訪問することができず、避難先自治体に対応を依頼している状況ですが、今後は相談体制の確保に取り組んでいきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施。相談体制の確保について検討する

②ひとり親家庭経済的支援

震災後の児童扶養手当の支給に関して、会津若松市に避難している者以外は避難先自治体に申請することになり、現状の把握が困難で、認定情報が未提供な状況ではありますが、今後も継続して実施します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

(2) 児童虐待防止対策の推進

① 児童への虐待防止の啓発と早期発見

震災後は、民生児童委員が活動できる地域に限られるなど、震災前のような虐待の早期発見が難しい状況にあります。児童相談所の取組み等を広報し、悩みを抱える親等に相談する場が近くにあることを伝えて、虐待等を未然に防いでいきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

② 児童の保護

震災後は、浜児童相談所だけでなく、複数の児童相談所と連携するようになっており、関係機関と協力しながら継続して対応していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

③ 大熊町虐待防止対策連絡協議会の運営

震災後は、通学する学校も多様となり、異動もあるため、状況把握が難しく、関連する学校等数も多く、避難生活で地域からの情報なども得にくい状況にあります。課題を抱える子ども・家庭を把握し、適切な支援ができるように関係機関と連携して対応していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
連携して対応

(3) 障がい児支援体制の充実

① 障がい児保育・教育の充実

震災後は、避難先市区町村の資源を利用できるよう連携を図っています。また、指定している障害相談支援事業所に委託し、会津若松市では毎月、いわき市では 2 ヶ月に 1 回、情報交換会を開催し、障がいを抱えた児童や家族の支援策を検討しているとともに、スクールソーシャルワーカーを会津若松出張所といわき出張所に 1 名ずつ配置しています。

今後もこの体制を確保し、相談やサービス利用につながるように、情報提供等を行います。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

②障害福祉サービスの推進

会津圏域は会津療育会、いわき圏域は結いの里、中通り・相馬圏域は福島県事業協会に相談支援事業を委託することにより、障害福祉サービスの利用促進を図り、避難先の事業所を利用するための調整に努めています。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

③双葉地方地域自立支援協議会との連携

障がい者の自立に向けて郡内8町村が連携して取り組んでいくため、「双葉地方地域自立支援協議会」が設置されており、震災後平成24年度から再開されています。しかし、郡内町村の置かれている状況が異なるため、今後自立支援協議会との連携方法等を検討していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

④障がい児の養育に関する経済的支援の推進

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、医療費の助成等の支援策について、継続して適切な利用を促進します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

4-3 つながり

4-3-1 相談・情報提供の推進

◆基本的な考え方◆

大熊町のニーズ調査でも、40%以上の世帯で家族が離ればなれになっているという結果となっています。このような状況のなか、不安なく子育てを行うためには、町と町民、町民同士を繋ぎなおし、町のコミュニティのなかで子育てを支援する仕組み・つながりを確立することが極めて重要な課題となっています。大熊町第二次復興計画中間報告でも、平成29年度までの必需サービスの確保に続き、平成31年度に向けて、町民コミュニティの運営支援を今後の方向性として掲げています。こうした方向性をふまえ、子育てサークルなどの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援などを進めていく必要があります。

一方、経済の低成長化や女性の社会進出が進み、子育て支援の主要な政策の柱の一つとしても、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが求められています。このためには、保育サービス等の施策の推進に加えて、事業所における仕事と子育ての推進に向けた取組みや男性を含めた働き方の見直しなど多様な働き方の確立が必要となります。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) 子育て支援ネットワークの充実

① 民生児童委員活動の充実

平成25年度の一斉改選で、民生児童委員の定員を確保しており、県外に避難先を移す民生委員もあるなか、活動は可能な範囲での実施となりますが、継続して実施します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

②子育てサークルの活動支援

今後は、子育て広場などの集団活動のなかでリーダー的存在を発掘し、活動を支援します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
活動主体の発掘・育成、活動支援

③子育て支援ネットワークづくり

これまでの保育所、幼稚園、児童館、学校等のネットワーク機能が確保できない状況にありますが、「おおくまサポートブック」作成に向けて取り組み、ネットワークの再構築に向けて努力します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
おおくまサポートブックの作成検討 子育て支援ネットワークの構築

(2) 子育てと家庭生活等の調和の推進

①家庭教育等の推進

生涯学習活動のなかで、子どもの生活の基盤である家庭の教育力を向上させ、健やかに、こころ豊かに子どもを育てることができるよう、事業再開に向けて取り組んでいきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
事業再開に向けて検討

②事業所への意識啓発

育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、働き方の見直しを含めた子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努める事業です。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

広報等による啓発活動を実施する

③男女共同参画社会づくりの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について啓発に努めます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度

広報等による啓発活動を継続して実施する



4-3-2 安心・安全な生活環境づくりの推進

◆基本的な考え方◆

子育てにおいては、保育・教育サービスや各種の事業による支援だけではなく、実際に子育てが行われる主な場である住宅環境や、また、子どもたちが学び、遊び、交流する地域の環境を物理的に整えていくことも必要です。

平成 25 年度のニーズ調査では、町の子育て支援に対して期待することとして、「親子が安心して集まれる身近な場所等がほしい」（21.6%）、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」（50.1%）など、安全で安心して子育てができる場所や環境の確保が強く望まれています。原子力災害の結果、放射線被害への不安も大きいなか、安心して集まれる場の確保は重要な課題です。

◆現状の取組み・課題と今後の方向性◆

(1) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

①人にやさしいまちづくりの推進

まちづくり復興計画に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備について取り組んでいくとともに、その考え方について啓発します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
上位計画に基づき実施を検討

②遊び場の確保

遊び場について情報提供を行ってきました。避難先自治体の情報収集は困難なため、個別での対応にとどまりますが、今後も継続して実施します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
情報収集・情報提供の実施

③住まいの整備促進

公営住宅等については、まちづくり復興計画及び状況をみながら事業を継続していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
上位計画に基づき実施を検討

(2) 安心・安全活動の推進

①児童健全育成活動

近年は、仮設住宅に入居している児童などを対象に、各自治会や社協生活支援相談員の見守り活動で対応していますが、借上げ住宅等の児童・生徒の課題などをとらえながら、活動を継続していきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

②地域の安全活動の推進

子どもが被害者となる交通事故や犯罪から守るため、地域での交通安全教室や見守り活動などを関係機関と連携して取り組むものです。交通安全活動を再開できるように計画的に取り組んでいきます。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
交通安全活動の再開に向けて取り組む

③チャイルドシート等購入設置の奨励

満6歳未満の乳幼児を乗車させるために必要なチャイルドシート等の購入に際して、10,000円を限度として購入価格の一部を助成する事業です。居住場所が多様になっていますが、今後も継続して実施します。

■今後の取組み

平成 27～31 年度
継続して実施

5 計画の推進に向けて

5-1 町民との協働

全町避難のなかでできる限り大熊町の子どもたちの育ちを支援できるよう、「町民参加型」の仕組みを整え、町と町民が相互に連携し協力したり、助け合ったり、役割分担しあう取組みを進めます。

5-2 計画の進行管理

計画期間に庁内の関係課で実施状況の点検・検討を行い、住民及び福祉推進協議会等に報告します。計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して、追加・変更を行うなどの措置を講ずる可能性があります。

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたっては、本町の財政状況、避難状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。さらに帰町に向けた条件・情勢を把握し、その見通しに基づいた事業展開を図っていきます。

5-3 特例事務による推進

(1) 指定市町村

福島県

いわき市	田村市	南相馬市			
川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	大熊町	双葉町
浪江町	川内村	葛尾村	飯舘村		

(2) 特例事務

【医療・福祉関係】 8 法律 166 事務

- 要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- 介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- 保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- 予防接種に関する事務（予防接種法）
- 児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- 特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- 乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- 障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者総合支援法）

【教育関係】 2 法律 53 事務

- 児童生徒の就学等に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- 義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

資料

大熊町福祉計画推進協議会設置条例

(平成 12 年 9 月 27 日条例第 34 号)

改正 平成 13 年 10 月 22 日条例第 25 号 平成 16 年 12 月 17 日条例第 20 号
平成 21 年 12 月 24 日条例第 32 号 平成 24 年 9 月 21 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 大熊町における保健福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大熊町福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 保健福祉に係る計画の策定に関すること。
- (2) 保健福祉に係る施策の推進、運営及び進捗状況に関する事項
- (3) 保健福祉に係る町民の苦情及び要望に関する事項
- (4) その他保健福祉に係る施策の効果的推進に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、保健医療機関及び社会福祉事業を営む者並びに福祉団体、学識経験者及び町民の内から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

(部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年10月22日条例第25号)

この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成16年12月17日条例第20号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第32号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第26号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

大熊町福祉計画推進協議会委員

番号	役 職	氏 名	備 考
1	鈴木医院長	鈴 木 重 榮	
2	特養サンライトおおくま施設長	佐々木 正 重	委員長
3	大熊町社会福祉協議会事務局長	渡 部 正 勝	
4	大熊町民生児童委員協議会長	根 本 友 子	
5	大熊町民生児童委員協議会副会長	佐 藤 京 子	
6	身体障害者福社会長	愛 場 誠	
7	大熊町ボランティア連絡協議会長	岡 部 タカ子	
8	大熊町保健委員長	宗 像 宗 之	
9	大熊町保健協力員代表	東海林 雅 子	副委員長
10	老人クラブ連合会長	半 杭 和 明	
11	社会福祉士	高 瀬 芳 子	

策定経過

年月日	内 容
平成25年12月13日 ～12月24日	「大熊町子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施 (郵送による配布・回収)
平成26年12月22日	平成26年度第1回大熊町福祉計画推進協議会 ・大熊町子ども・子育て支援事業計画について
平成27年2月23日	平成26年度第2回大熊町福祉計画推進協議会 ・大熊町子ども・子育て支援事業計画について

大熊町子ども・子育て支援事業計画

発行日 : 平成 27 年 3 月
編集 : 大熊町福祉課
発行 : 大熊町
住所 : 〒965-0873
福島県会津若松市追手町 2 番 41 号
(会津若松出張所)
TEL : 0242-26-3844